

子ども・子育て支援の推進

- I 若者の自立支援による未来の親づくり
- II 結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援
- III 就学前の教育・保育と子育て支援
- IV 子育てと両立できる働き方の実現
- V 子育て家庭を支える地域社会づくり
- VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

目次

I 若者の自立支援による未来の親づくり	1
1 若者の経済的自立と社会参画の促進.....	1
2 ライフプラン教育の実施.....	2
3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進.....	3
4 子どもの生きる力の育成.....	4
5 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	12
II 結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援	14
1 出会い・結婚支援	14
2 不妊に悩む方への支援の充実	15
3 妊産婦・乳幼児に関する保健・医療体制の充実	17
III 就学前の教育・保育と子育て支援	20
1 認定こども園、幼稚園、保育所の充実	20
2 小規模保育事業等の推進.....	24
3 セーフティネットとしての保育サービスの提供.....	24
4 すべての子育て家庭を対象とした支援の充実	26
5 保育人材の確保.....	27
6 子育て家庭への経済的支援.....	32
IV 子育てと両立できる働き方の実現	36
1 ワーク・ライフ・バランス（WLB）の推進	36
2 女性の多様な働き方支援.....	37
3 男性の家事・育児参画の促進	38
V 子育て家庭を支える地域社会づくり	39
1 放課後等の居場所づくり.....	39
2 地域ぐるみの子育て支援の充実.....	40
3 家族の役割やきずなを深めることの大切さの機運醸成	43
4 安全・安心な子育て環境の整備.....	44
VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援	47
1 児童虐待防止対策の充実.....	47
2 社会的養護体制の充実	49
3 配偶者等からの暴力（DV）対策	51
4 子どもの貧困対策	52
5 ひとり親家庭等の自立促進	55
6 障害児施策の充実	58
7 外国人児童生徒への支援.....	62

子ども・子育て支援の推進

人口減少・少子高齢化が進むなか、「ひょうご子ども・子育て未来プラン」に掲げる「誰もが安心して子育てできる兵庫」を実現し、年間4.4万人の出生数及び2020年の合計特殊出生率1.57の目標を達成するため、本プランの6つの柱のもと少子化対策・子育て支援を総合的・体系的に展開する。

I 若者の自立支援による未来の親づくり

1 若者の経済的自立と社会参画の促進

(1) 若者しごと倶楽部運営事業（産業労働部） 【8,260千円】

若年求職者等に対し、アドバイザーによる職業相談、相談員によるカウンセリングや就職までのきめ細かな支援を行うワンストップサービスを提供

(2) ひょうご若者就労支援プログラム事業（産業労働部） 【50,272千円】

学卒未就職者等の就職活動を支援するため、企業面接準備研修や就労体験等を通じて、正規雇用につなげる人材育成プログラムを実施

(3) ふるさとづくり青年隊（企画県民部） 【12,592千円】

地元青年と地域外の青年(公募)からなる「ふるさとづくり青年隊」が、地域団体等と連携して、地域の活性化や課題解決に取り組むことを通じて、若者のふるさと意識を高め、将来の地域づくりの核となる人材を育成

○活動実施団体への助成

○アドバイザーの派遣・フォローアップ研修会・先進地視察の実施

(4) ニート就労支援ネットワーク事業（産業労働部） 【1,337千円】

若年無業者支援に関係する各機関とネットワークを構築し、情報交換や支援に関する課題検討等を行い、若年無業者の職業的自立を支援

2 ライフプラン教育の実施

(1) **拡** 女子学生と企業のプレマッチング支援事業（産業労働部） 【4,029千円】

女子学生が自身のキャリアプランを考えながら就職活動に取り組めるよう、企業見学や学生が主体的に企画するフォーラムを実施

- 学生による企業研究等の実施
 - ・参加者数 100人/回（~~30~~20人/回）
 - ・実施回数 30回（~~30~~10回）
- 企業見学、フォーラムの開催

(2) **新** 大学生結婚・子育て未来体験支援事業（健康福祉部） 【2,149千円】

大学生が、子育て家庭における子育て支援体験等を通して、ポジティブな結婚観・育児観を形成するとともに、自身の体験等を「若者目線」で広く発信

- 連携会議の設置
 - ・委員数 7人（学識経験者、企業関係者、マスコミ、行政）
 - ・検討内容 受入れ家庭・大学生の掘り起こし、大学生の結婚に関する分析
- 学生・家庭マッチング体制構築事業の実施
 - 大学及び受入れ家庭の居住地、年齢、活動希望時間等をシステムで一括管理し、効果的なマッチングを実現
- 学生の子育て活動支援事業の実施
 - 学生を子育て家庭に派遣し、子育て体験を実施（大学の授業の一環など）
 - ・受入家庭 100家庭
 - ・派遣大学生 200人（県内大学と連携）
- フォーラム及び活動事例集の発信
 - 自身の体験した感想や意識変容等をフォーラムやSNSを活用し、「若者目線」で広く発信

(3) 県・大学「地域創生包括連携協定による第2新卒者等の県内定着」（企画県民部） 【1,197千円】

県と大学の地域創生包括連携協定の枠組みを活用し、大学生等へのライフプランニング教育等を推進

- 大学生等のライフプランニング教育
 - 兵庫の経済・地域・家庭を担う人材を確保するため、就職・結婚・子育ての3大ライフイベントを中心とした生涯設計能力やひょうごへの愛着を育むセミナー等を実施
 - ・対象大学 地域創生包括連携協定締結大学、就職支援協定締結大学等
 - ・開講数 6大学等

(4) プロから学ぶ創造力育成事業（教育委員会） 【4,300千円】

世界で活躍する兵庫県にゆかりのあるクリエイター等を学校に招聘し、総合的な学習の時間等を活用して、制作過程等に触れる講話や実演を行うことで、より豊かな感性を働かせ、新たなアイデアを生む力を身に付ける機会を創出

○対象校数 259校（全中学校） ※2019(平成31)年度は86校で実施

○派遣講師 様々な分野で、世界の第一線で活躍する県内在住のクリエイター

3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

(1) 悩みを抱える妊婦等の孤立防止対策（健康福祉部） 【519千円】

女性がライフステージ毎に抱える心身の状態に応じて、自身の健康管理、家族計画等を行うため、普及啓発及び総合相談を実施

○ピアサポートルームの開設

若者が気軽に相談できる場を設置し、カウンセリングを実施

○地域思春期保健関係者によるネットワーク会議の開催

(2) **拡** 学校教育活動全体で行う食育の推進（教育委員会） 【850千円】

健全な食生活を実践できる児童・生徒を育てるため、学校における教育活動を通じた食育を推進

○食育実践推進に関する有識者会議の開催

○学校給食衛生管理推進研修の実施

○**新**「食育ハンドブック（中学校版）」の作成・配布貸出

・配布部数 500部

・配布先 公立中学校、市町組合教育委員会 等

(3) がん教育総合支援事業（教育委員会） 【1,000千円】

学校教育全体の中でがん教育を推進するため、今後のがん教育のあり方について検討するとともに、がん教育の推進体制を構築

○がん教育に関する協議会の開催

○学校保健関係者に対する研修会の開催

○モデル校の設置 6校（小・中・高各2校）

4 子どもの生きる力の育成

(1) **拡** こどもの館の運営（企画県民部） 【133,935円】

遊びや創作活動を通じて、子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、子育て支援機関や団体の活動の全県中核拠点として、多彩な事業を展開

○**拡**こどもの館開館30周年記念事業の実施

開館30周年を記念し、児童彫刻アイデア国際コンクールを記念事業として実施

- ・「開館30周年記念フェスティバル」開催

開催日時 2019年（平成31年）5月5日（こどもの日）

主な内容 コンクール入選作品の発表、わくわくスペシャルコンサート

- ・入選作品彫刻の製作・設置・除幕式の開催

開催日時 2019年（平成31年）冬頃

製作対象 2点（金賞、銀賞）

記念誌 500部

(2) こどもの館子育てふれあい体験事業（企画県民部） 【2,931千円】

地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進するため、高校生や特別支援学校生等が参加し、世代や地域を越えて交流する多様な体験事業を実施

(3) **新** 幼児教育連携促進事業（教育委員会） 【17,503千円】

幼稚園・保育所・認定こども園を通して、本県の幼児教育のさらなる質の充実を図るため、各担当部局が連携した協議会を設け、研修会等を実施

○幼児教育連携促進協議会の設置（年3回）

○全県幼児教育連携促進フォーラムの開催（年1回）

○保護者向け啓発資料の作成

- ・作成 13万部

- ・配布 3～5歳児の保護者

(4) 幼小の円滑な接続推進事業（教育委員会） 【1,000千円】

幼稚園教育要領に対応し、全県的な幼小の円滑な接続を図るため、「小学校への接続を意識した保育」等に関する指導の手引きを作成

○実践協力園 4園

○指定期間 1年

(5) **拡** 消費者教育の総合的・体系的推進（企画県民部）

【22,379千円】

- 消費者教育コーディネーター等支援事業
地域で活躍する消費者教育コーディネーター（消費生活相談員や消費者リーダー等）に向け、情報交換会やスキルアップ研修等の機会を提供し、その活動を支援
- 拡**消費者教育推進プロジェクト
県内各地域で各種団体・グループ等の消費者教育への参画を促進
 - ・消費者教育推進員の設置
 - ・リーフレットの作成
 - ・消費生活総合センターに、「消費生活情報プラザ」を設置
- 新**エシカル消費推進事業の実施
人や社会、環境に配慮した消費行動（エシカル消費）を推進するため、団体・グループとの協働事業や県民意識調査等を実施
- 拡**特別支援学校等における消費者教育推進事業
知的障害のある生徒等が、社会に出る前に金銭管理の重要性や消費者トラブルについて学び、消費者力を高めることができるよう、消費者教育を推進
 - ・消費生活センター・消費者センター等による出前講座28回（**30**14回）
 - ・教員向け研修会の開催
- 拡**高等学校における消費者教育推進事業
成年年齢引下げ等に伴い、教育委員会や学校現場と協働し、県内高等学校における消費者教育を推進
 - ・消費生活センター・消費者センター等による出前講座42回（**30**21回）
- 若者の消費者力アップ事業
大学生協との連携により養成した「くらしのヤングクリエイター」を中心に、若者の消費者力アップに向けた取組を多様な団体等と連携して実施
 - ・若者向け研修、ワークショップ等の開催
 - ・若者の消費者意識向上のための啓発事業 等
- 拡**消費者教育体験学習会事業
幼児から小中学生、保護者などが楽しみながら参加・体験できる、身近な製品の使用方法やお金の管理等に関する学習会を消費生活総合センター等で開催
 - ・商品テスト等体験学習会の開催 39回（**30**24回）
 - ・ライフ&マネープラン等体験学習会の開催 7回（**30**7回）

(6) 「ひょうごっ子・ふるさと塾」事業（企画県民部）

【9,108千円】

青少年のふるさと意識を醸成するため、身近な地域での社会体験や豊かな自然に触れる体験を提供する取組を支援

- 対象団体 県青少年団体連絡協議会に加盟する団体

○補助額 250千円以内/件

○予定件数 50団体

(7) 子どもの冒険ひろば事業の推進（企画県民部） 【24,419千円】

地域ぐるみの子育てを推進するため、身近な地域の大人が子どもたちを見守り、安心して自由に遊べる場づくりを推進

○助成団体数 50団体程度

○助成額 400千円/団体

(8) 青少年団体活動の促進助成事業（企画県民部） 【8,898千円】

県内全域を活動範囲としている青少年団体の活動の活性化を図り、青少年が多様な体験活動を行う機会を促進

(9) 特別活動を要としたキャリア教育の充実（教育委員会） 【2,000千円】

新学習指導要領では、小中学校において特別活動を要としたキャリア教育の充実を図ることが新たに示されたため、キャリアノートの活用等を通して、児童・生徒の評価方法や評価の在り方等についての研究を実施

○指定校 12校（小中学校各1校×6地域）

○指定期間 2年間

(10) 兵庫版道徳教育副読本の配布（教育委員会） 【17,100千円】

兵庫ゆかりの人物など地域の特性を生かした「兵庫版道徳教育副読本」について、道徳科等での学びのほか、家庭においても活用できるよう小・中学校、特別支援学校（小・中学部）の児童生徒個人に配布

(11) 道徳教育推進事業（教育委員会） 【8,584千円】

児童生徒の豊かな情操や規範意識、他者への思いやりに関わる道徳性を育成するため、学校・家庭・地域が連携した道徳教育を全県的に推進

○道徳教育実践推進協議会の設置

○道徳教育実践研究事業の実施

推進地域 10地域

○道徳教育実践研修の実施

○拠点校育成支援事業の実施

地域において道徳教育の中心となる拠点校（10校）を指定し、地域を牽引する教員を育成

(12) 子ども伝統文化わくわく体験教室（企画県民部） 【8,400千円】

県域文化団体が講師を派遣し、学校において子どもたちが生活に根づいた伝統文化を体験する事業を支援

○対 象 小・中・高 60校 (㊦ 60校)

○対象事業 いけばな・茶道・書道・邦楽・日本舞踊・能楽

(13) ピッコロわくわくステージ（企画県民部） 【15,870千円】

県内の中学生を対象に、希望する学校に対してピッコロシアター大ホールにおいて、ピッコロ劇団の公演を実施

○対 象 県内の中学校 40校 (㊦ 40校)

○公演回数（1公演2校参加） 20公演 (㊦ 20公演)

(14) 環境体験事業（教育委員会） 【88,941千円】

生涯にわたる人間形成の基礎がつけられる小学校低学年において、自然に対する畏敬の念をはじめ、命の大切さ、命のつながり、美しさに感動する豊かな心を身につけさせるとともに、ふるさと意識を育むため、地域の自然にふれあう体験型環境学習を実施

○対 象 全公立小学校3年生等（748校）

○実施回数 年間3回以上

(15) 自然学校の推進（教育委員会） 【352,840千円】

心身ともに調和のとれた子どもを育成するため、豊かな自然の中で人や自然とふれあう様々な活動を実施

○対 象 全公立小学校5年生等（748校）

○期 間 4泊5日以上

(16) 自然学校活動プログラムの充実（教育委員会） 【507千円】

自然学校の質的向上を図るため、児童に感動体験をもたらす魅力的なプログラムや、児童の主体的な活動を促す取組等を計画・実践するための研修を実施

○対 象 公立小学校担当教員等

○実施回数 全県研修1回 各教育事務所1回

(17) 青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～（教育委員会） 【130,405千円】

創造力や感性の豊かな人材を育成するため、全公立中学校1年生を対象に、県立芸術文化センター管弦楽団による青少年鑑賞公演を実施

○対 象 全公立中学校1年生等（342校）

○実施回数 年間40回

(18) 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の実施（教育委員会） 【173,806千円】

地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な社会体験活動を、家庭・地域社会との連携のもと実施

- 対象 全公立中学校2年生等（342校）
- 期間 6月又は11月を中心とする1週間

(19) ふるさと貢献活動の実施（教育委員会） 【62,092千円】

ふるさと・ひょうごを愛する心を育むため、高校ではふるさと貢献・活性化活動を推進し、小中学校では地域に伝わる伝統文化に関する学習を充実

- 高校生ふるさと貢献・活性化事業
 - ・対象 全県立高等学校・中等教育学校
- 内容 ふるさと貢献活動や、ふるさとの未来・あり方を考察・実践する活動を実施
- 伝統文化の学びの充実事業
 - ・対象 県内12箇所（小・中学校）
 - ・内容 伝統文化に関する教育課程の開発・実践、地域指導者との連携等

(20) ひょうごのふるさと魅力発見事業（教育委員会） 【4,849千円】

子どもたちの兵庫への愛着を高めるため、兵庫の魅力を俯瞰的に見たり、知識を統合したりできる資料を配布し、総合的な学習の時間等で活用

- 作成部数 50,000冊
- 配布対象 全公立中学校・義務教育学校・中等教育学校生徒
（H31以降は中学校1年生のみ）
- 内容 自然、歴史、人物、文化財、伝統文化、産業、交通、災害 等

(21) 県立神出学園の運営（企画県民部） 【88,851千円】

共同生活や人・地域とふれあう体験を通じて、自らの進路を見出すことができるよう青少年を支援

- 対象者 義務教育を修了した23歳未満で自分の生き方や進路発見を希望する男女
- 設置場所 神戸市西区
- 定員 80人

(22) 県立山の学校の運営（企画県民部） 【46,979千円】

森林に囲まれた環境の中で、共同生活並びに人や地域とふれあう体験を通じて、自らの進路を見いだすことができるよう支援

- 対象者 義務教育を修了した15歳から21歳未満で自分の生き方や進路発見を希望する男子
- 設置場所 宍粟市山崎町
- 定員 20人

(23) **拡** 兵庫ひきこもり相談支援センターの運営（企画県民部） 【13,882千円】

ひきこもりの長期化等への対応を図るため、全年齢を対象とした兵庫ひきこもり相談支援センターにおいて、訪問支援等、アウトリーチ型支援を展開

- 兵庫ひきこもり相談支援センターの運営
 - ・全県対象 電話相談（週5日）、来所相談（予約制、県立神出学園）
 - ・地域ランチにおける支援（地域支援団体等に委託）
訪問支援や地域相談会を県内5地域で実施
- 地域連携ネットワーク事業の実施
地域ランチを拠点に、こども家庭センターや健康福祉事務所等とひきこもりの地域支援ネットワークを構築
- 拡**ひきこもりサポーターの育成
 - ・潜在するひきこもり者を早期に発見し、適切な支援へつなぐ体制を地域全体で構築するため、サポーターの育成研修を実施
 - ・**新**サポーター活動の充実のため、フォローアップ研修を実施

(24) いじめ防止対策の推進（教育委員会） 【2,100千円】

いじめを許さない環境づくりのため、地域・家庭の支援を得ながら、いじめ防止対策を推進

- 兵庫県いじめ対策審議会の開催
- 兵庫県いじめ対応ネットワーク会議の開催
 - ・全県ネットワーク会議、地域ネットワーク会議（教育事務所）
- いじめ防止啓発チラシの配布

(25) スクールカウンセラー配置事業（教育委員会） 【465,983千円】

いじめ、暴力行為、不登校等の児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを公立小・中学校に配置し、児童生徒・保護者の心の相談等を実施

- 配置校数 小学校：130校（**㊦**130校）（政令市を除く）
中学校：全校配置（政令市を除く）

○派遣時間 年間210時間（1日6時間、週1日、35週）

(26) **悩み相談体制の構築等の総合支援（教育委員会）** 【114,381千円】

学校におけるいじめ、暴力行為、不登校等の問題行動に対処するため、関係機関と連携し、問題発生 of 未然防止や早期発見・早期対応等に対応できる体制を整備

○いじめ等教育相談の実施

- ・ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談24時間ホットライン
- ・ひょうごっ子悩み相談（面接相談）
- ・ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談・通報窓口
- ・ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口

○学校支援チームの設置

各教育事務所に学校支援チームを配置し、学校だけでは解決困難な事案等に対応するため、関係機関と連携し、専門的・多面的な支援を実施

- ・職員体制 学校関係OB、警察関係OB、スクールソーシャルワーカー、精神科医等

(27) **拡 SNSを活用した教育相談体制構築事業（教育委員会）** 【31,336千円】

従来の音声通話や面談等における相談に踏み切れない児童生徒が気軽に相談できるようにするため、SNSによる相談窓口を設置し、相談体制を整備

○SNSを用いた教育相談窓口の開設

- ・事業形態 業者委託（インターネット等の教育相談に対応した業者）
- ・**拡**相談期間 通年実施（㊦8～9月）
- ・対象者 原則 児童生徒

○評価研究委員会の設置

SNSを用いた教育相談窓口の効果等を検証するための評価研究委員会を設置

○**新**周知カードの作成

SNS相談窓口のQRコード等を印刷したカードを県下全児童・生徒へ配布

(28) **拡 市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業（教育委員会）** 【57,667千円】

児童虐待、いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある児童生徒の置かれた様々な環境の問題により、学校だけでは解決困難なケースについて、関係機関との連携・調整や児童生徒の置かれた環境への働きかけ等により早期の解決を図るため、2019年度までに全中学校区（政令市・中核市を除く）に、市町のスクールソーシャルワーカーを順次配置

○配置数 政令市・中核市を除く36市町173人（㊦140人）

○負担割合 県1/3 市町2/3

(29) 体力アップひょうごサポート事業（教育委員会） 【5,705千円】

小学生の体力・運動能力の向上を図るため、小学校のニーズに応じた体力アップサポーターを派遣し、体育授業や学校教育活動における体育・スポーツ活動の支援及び、体力・運動能力の現状・課題の分析と検討

○派遣校数 約70校

(30) 「スポーツクラブ21ひょうご」強化事業（教育委員会） 【815,000千円】

スポーツクラブ21に運動器具等を新たに設置することで、クラブの活性化を図るとともに、子どもの体力向上の意識を高める環境整備

○整備場所 県内815クラブ

○整備内容 基礎体力向上のための運動器具や新体力測定器具等

○補助額 1,000千円/クラブ

(31) **拡** 中学校部活動指導員配置事業（教育委員会） 【26,189千円】

○中学校部活動指導員の配置

部活動指導を担当する教員の負担軽減を図るとともに、部活動指導の質的向上を図るため、部活動指導員を配置

・配置市町 22市町 ※部活動指導員の配置を希望する市町組合教育委員会

・業務内容

部活動の単独指導（顧問）

学校外での大会等への単独引率

部活動の管理運営（会計管理等）

・負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

○**新**中学校オンラインサポート事業

地域の人材不足のため部活動指導員を配置できない学校に対してICTを活用し、専門の指導者からの遠隔指導をモデル実施

・モデル校数 3校（東播磨、西播磨、但馬）

・負担割合 県1/3、市町2/3

(32) 尼崎21世紀の森子育て支援型公園の展開（県土整備部） 【18,900千円】

未来を担う子ども達が、100年をかけて生物多様性の森づくりを進める尼崎の森中央緑地の自然から多くのことが学べるよう、各年代に応じたプログラムを提供し、子ども達の成長を支援

5 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(1) 青少年愛護条例改正に伴う取組の強化（企画県民部） 【11,095千円】

青少年愛護条例の趣旨を踏まえ、青少年とその保護者へのインターネット等の安全な利用の啓発と、JKビジネスへの対策を実施

○インターネット利用基準作成遵守支援事業

・対象経費 小学校及び中学校に通学する児童・生徒がインターネットの利用に関する基準の作成やその遵守を行うことを支援するための事業を実施するために必要な経費

・対象校数 284校（ルール未策定の小・中学校）

・事業例 学習会の実施、保護者へ配布するリーフレットの作成、アンケートの実施、スマホサミットの開催 等

・補助額 1校あたり上限30千円

・負担割合 県1/2、市町1/2

○条例内容の周知・啓発

・インターネット関連（自画撮り被害防止、フィルタリングとルールづくりの徹底）保護者のためのネット利用ガイドブックの作成

・JKビジネス対策

啓発資材作成

青少年愛護条例のあらまし作成

青少年愛護活動推進員の配置（2名）

○インターネット依存等防止対策の推進

・青少年のインターネット利用対策戦略会議の開催、啓発資材の作成

(2) 青少年を守り育てる県民スクラム運動（企画県民部） 【776千円】

地域、学校、行政、保護者等が一体となり、青少年の健全育成に対する県民意識の高揚を図り、青少年及び大人自身の規範意識を醸成

○青少年育成スクラム会議

関係機関、団体、業界の参画により、少年非行への対応等について協議

○地域における教育機能の充実

大人自身が社会のルールを守り、モラルの向上を図るためのキャンペーン

○地域ぐるみの実践活動の推進

補導委員等を対象に、補導活動の実践に役立てるための研修会を開催

○業界と連携した非行防止活動の推進

青少年問題に関係の深い業界にその社会的責任の自覚を促し、業界ぐるみでの積極的な青少年健全育成のための活動を促進

(3) 薬物乱用防止対策啓発事業（健康福祉部） 【1,275千円】

薬物乱用防止対策を総合的に推進するため、関係機関との緊密な連携の下、薬物乱用を許さない社会づくりを推進し、特に若年層を中心に薬物乱用の恐ろしさを訴えるため、薬物乱用防止指導員協議会が行う啓発活動を支援

(4) 危険ドラッグ対策事業（健康福祉部） 【4,751千円】

平成26年に制定した「薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、危険ドラッグ店舗等の取締り、啓発活動を実施

II 結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援

1 出会い・結婚支援

(1) **拡** 出会い・結婚支援事業の推進（企画県民部） 【104,384千円】

進行する未婚化・晩婚化に対して、出会いイベント・個別お見合い紹介等を通じて独身男女の出会い・結婚を支援

○**拡**個別お見合い紹介事業の実施（86,996千円）

県内 10 箇所の地域出会いサポートセンター及びひょうご出会いサポート東京センターにおいて、1対1の個別お見合いを希望する独身男女の引き合わせ等を実施（2019（平成 31）年度より県内全ての地域出会いサポートセンターで日曜日の開所を実施し、お見合い等に対応（県内 4→全 10 箇所））

- ・会員数 4,547 人（平成 30 年 11 月末現在）
- ・登録料 5,000 円/年（20 代会員は 3,000 円/年）

○出会いイベント（7,908千円）

登録した団体会員・個人会員等を対象に出会いイベントを実施

- ・会員数 団体会員 181 団体、協賛団体 220 団体、
個人会員 4,926 人（平成 30 年 11 月末現在）

○**新**広報PR強化（1,276千円）

会員数の拡大を図るため、日曜開所による利便性向上をセールスポイントとして各種メディアを活用し、出会いサポートセンターの取組を周知

- ・「LINE」の活用
- ・ターゲティング広告（検索連動型広告）

○結婚力アップセミナーの実施（1,000千円）

企業や団体等の男性社員等を対象に、恋愛力・結婚力を向上させるため、身だしなみ、交際マナー、結婚に向けた資金計画などを内容とするセミナーを実施

- ・開催回数 10 回

○専門職向け出会い支援事業（4,400千円）

看護師、保育士、幼稚園教諭等の専門職を対象に、出会い支援及び結婚機運の醸成を図るための出会いイベント等を開催

- ・内 容 出会いイベント、婚活力アップセミナー
- ・開催回数 20 回

○市町との連携（280千円）

出会い支援事業について、出会いサポート市町窓口の設置や連絡会議の開催等、市町と連携した事業を展開

○若者向けライフプランセミナーの実施（1,000千円）

大学生等を対象に、未婚化・晩婚化の現状、出産適齢期、結婚して家庭を持つことのすばらしさ等への理解を深めるセミナーを実施

○このとり大使の支援（1,524千円）

- ・このとり大使（469 人）による縁結び交流会の実施

- ・ 出会いイベント等における個別お見合い会員登録の斡旋

(2) U J I ターン出会いサポート東京センター事業の推進（企画県民部） 【12,437千円】

県内へのU J I ターンの増加を図るため、ひょうご出会いサポート東京センターを拠点とし、県内と関東近郊在住の独身男女の結婚を支援し、関東近郊在住者の本県への移住を促進

○ひょうご出会いサポート東京センター

- ・ 設置場所 日本ビル3階（東京都千代田区）
- ・ 開所日 週4日（火、水、金、土）
- ・ 開所時間 平日10:00～18:30、土曜10:00～17:30
- ・ 業務内容 会員登録・閲覧、個別お見合いの実施、広報活動 等
- ・ 会員要件 20歳以上の独身者（兵庫県への移住に興味のある方等）
- ・ 会員数 117人（平成30年11月末現在）

(3) 結婚に伴う新生活の支援（健康福祉部） 【40,000千円】

経済的理由で結婚に踏み出せない新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援する市町に対して補助を実施

○実施主体 市町

○対象世帯 夫婦ともに34歳以下で世帯所得340万円未満の新規に婚姻した世帯

○対象経費 新居の住居費、引越費用 等

○基準額 300千円

○補助率 県1/2（全額国庫）、市町1/2

2 不妊に悩む方への支援の充実

(1) **拡** 特定不妊治療費助成事業（健康福祉部） 【418,170千円】

【国制度（402,920千円）】

不妊治療に要する経済的負担の軽減を図るため、保険適用外の特定不妊治療費に対し助成

○対象者 法律上婚姻している夫婦で体外受精又は顕微授精を受けた者

○所得制限 夫婦合算した前年の所得額が730万円未満

○対象経費 指定医療機関で受けた保険適用外の特定不妊治療費

○助成額 上限150千円/回（初回治療に限り、上限300千円/回）

（凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の場合：上限75千円/回）

拡 男性不妊治療（条件あり） 上限300千円/回（**㊤** 上限150千円/回）

【県単独追加助成（15,250千円）】

相対的に所得が低い若い世代から、早期の治療開始につなげるために追加助成を実施

- 対象者 特定不妊治療費助成対象者のうち、排卵から胚移植までの一連の治療を行う者（初回治療時は除く）
- 所得制限 夫婦合算した前年の所得額が400万円未満
- 助成額 上限50千円／回

特定不妊治療費助成一覧

区分	国 制 度			県単独追加助成
	既 存	拡充継続		
		初回治療	男性不妊治療	
助成額 (1回につき)	上限150千円 〔凍結胚移植(採卵を伴わないもの)等の場合：75千円〕	上限300千円 〔凍結胚移植等を除く〕	上限300千円 〔凍結胚移植等を除く〕	上限50千円 〔採卵から胚移植までの一連の治療を行う者(初回治療時は除く)〕
年 齢	治療開始時の妻の年齢が43歳未満			
通 算 助成回数	40歳未満 : 6回まで 40歳以上43歳未満 : 3回まで (年齢…初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢)			制限なし
所得制限	夫婦合算した前年の所得額が730万円未満			夫婦合算した前年所得が400万円未満

(2) 不妊専門相談事業（健康福祉部）

【2,182千円】

不妊治療に関する相談に加え、思春期の性感染症による不妊予防や不妊治療後の課題、不育症、男性不妊等、幅広く対応できる総合相談事業を実施

○不妊・不育専門相談

- ・電話相談 毎月第1、3土曜日（10：00～16：00） 担当：助産師
- ・面接相談

第2土曜日（14：00～17：00） 担当：助産師

第1火曜日（14：00～15：00）又は第4水曜日（14：00～17：00） 担当：医師

- ・実施場所 県立男女共同参画センター又は兵庫医科大学病院内

○男性不妊専門相談

- ・面接相談 毎月第1水曜日（15：00～17：00） 担当：医師
- 第2土曜日（14：00～17：00） 担当：助産師

(3) 不育症の治療支援（健康福祉部）

【7,500千円】

認知度が低く、経済的な負担が大きい不育症の早期受診・治療の促進及び経済的負担を軽減するため、助成を実施

○実施方法 事業を実施する市町への補助（政令市・中核市含む）

○補助率 県1/2、市町1/2

○助成要件 ・対象者 法律上婚姻している夫婦
妻の年齢が43歳未満（特定不妊治療費助成事業と同じ）
・所得制限 夫婦合算した前年の所得額400万円未満
・対象経費 医療機関で受けた保険適用外の不育症の検査や治療費
・助成額 検査・治療費の1/2

3 妊産婦・乳幼児に関する保健・医療体制の充実

(1) **拡** 子育て世代包括支援センターの設置促進（健康福祉部）

【253,378千円】

妊娠期から子育て期の各ステージを通じて、地域の関係機関が連携して、切れ目のない支援を実施（母子保健法の改正により、各市町において子育て世代包括支援センターを設置することが努力義務化（H29.4.1施行））

○**拡**利用者支援事業の推進（253,151千円）

・実施箇所数 母子保健型 60箇所（**30** 55箇所）
基本型 30箇所（**30** 27箇所）
特定型 23箇所（**30** 24箇所）

・負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

○妊娠・出産包括支援推進事業（227千円）

・妊娠・出産包括支援研修会の開催
・妊娠・出産包括支援連絡会議の開催

(2) 悩みを抱える妊婦等の孤立防止対策（健康福祉部）

【1,600千円】

思いがけない妊娠などにより、妊娠に悩む者への相談体制を強化するとともに、出産・育児に悩む妊産婦の課題について、関係機関が共通認識し、連携の強化を図ることにより、妊娠期から育児期に亘る継続した支援体制を構築

○思いがけない妊娠SOS（電話・メール相談）

・実施団体：（一社）兵庫県助産師会に委託
・実施日時：月曜日・金曜日 10:00～16:00
・電話番号：078-351-3400

(3) 周産期母子医療センター運営費補助事業（健康福祉部）

【287,750千円】

周産期母子医療センターの運営費の一部を助成することにより、診療機能の充実や、医師・看護師等の確保や処遇改善等を行い、周産期母子医療センターの体制を

強化させ、県民が安心してお産ができる医療体制を整備

(4) 周産期医療協力病院支援事業（健康福祉部） 【6,000千円】

県が認定した「兵庫県周産期医療システムにおける協力病院」に対し、病院の運営に必要な経費の補助を行うことで、協力病院を確保し、周産期医療体制を維持・強化

○対象施設数 6施設

(5) 産科医等育成・確保支援事業（健康福祉部） 【51,600千円】

分娩手当等または研修医手当等を支給する分娩施設に対して財政支援を行うことにより、産科医等の処遇を改善しその確保を図り、県民が安心してお産できる産科医療体制を確保

(6) 女性医師等再就業支援事業（健康福祉部） 【3,011千円】

結婚・出産・介護等で離職・退職した女性医師等を対象に、復職のための相談窓口の設置、大学病院での臨床研修や学術研究等に係る復職支援プログラムを実施することで、女性医師等のスムーズな復帰を実現

○実施団体 県医師会、神戸大学病院

(7) 地域の出産を支える助産師の資質向上（健康福祉部） 【7,225千円】

産前産後の切れ目のない妊産婦を支援する助産師の技術向上、医師との連携についての研修等を実施

○助産師資質向上研修支援事業

地域における安全、安心、快適なお産の場を提供するため、助産師の実践能力を強化する研修等を実施

○助産師活用促進事業

今後の助産師支援のあり方について検討を行い、本県における出向制度の確立に向けた支援を実施

(8) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)（健康福祉部） 【53,071千円】

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、養育環境及び母子の状況を把握、養育についての相談に応じ助言や子育て支援情報等を提供するとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を実施

(9) 養育支援訪問事業（健康福祉部） 【26,846千円】

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる場合や、保護者に監護させ

ることが不適當であると認められる場合等に、必要な相談、指導、助言等を行うことにより、家庭での養育が適切に行われるよう支援

(10) 小児救急医療相談体制の整備（健康福祉部） 【99,188千円】

家族からの電話相談を受け、受診の必要性や応急処置をアドバイスするとともに、症状に応じ適切な医療機関の紹介を行う相談体制を整備

- 県内全域を対象とした小児救急医療相談（#8000）の翌朝までの運営
- 地域における相談窓口の設置

(11) 小児慢性特定疾病医療費（健康福祉部） 【416,140千円】

原因が不明で治療法が確立していない小児慢性疾病については、治療が極めて困難で、医療費も高額であることから、医療保険制度の自己負担分を公費負担し、患者及び家族の負担を軽減

(12) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（健康福祉部） 【398千円】

慢性的な疾病により長期にわたり療養を必要とし、多様な悩みや不安等を抱える小児慢性特定疾病患者の健全育成及び自立を支援

(13) 妊産婦期から始める子どものむし歯予防事業（健康福祉部） 【878千円】

市町の妊婦歯科健診の受診率向上と産まれてくる子どものむし歯予防を推進

- 母親教室等での妊婦に対する普及啓発
- 指導用リーフレットの作成

(14) **拡** 受動喫煙対策等推進事業（健康福祉部） 【20,656千円】

受動喫煙の防止等に関する条例及び健康増進法を踏まえ、喫煙による健康被害の防止を啓発するとともに、大人に比べてたばこの有害物質の影響を受けやすい子どもの喫煙防止や、子どもや妊婦の受動喫煙防止等について一層の理解を促すほか、受動喫煙対策に関する相談支援と啓発を実施するなど、受動喫煙のない快適な生活環境づくりを推進

- 県民運動キャンペーンの実施等
- 相談・指導体制の充実
 - ・受動喫煙対策支援員の配置 1人
 - ・**新**飲食店への個別訪問等の実施

III 就学前の教育・保育と子育て支援

1 認定こども園、幼稚園、保育所の充実

(1) 保育所緊急整備事業（健康福祉部） 【1,083,360千円】

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境改善などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助

○整備予定数 7箇所（4市町）

○負担割合 子育て安心プランによる財政支援対象市町 国2/3、市町1/12、事業者1/4
上記以外の市町 国1/2、市町1/4、事業者1/4

(2) 賃貸物件による保育所等整備支援事業（健康福祉部） 【8,000千円】

定員拡大に向けた、駅前等における賃貸による保育所等の整備を支援

○事業主体 市町

○対象施設 民間保育所、認定こども園、地域型保育事業

○補助要件 賃貸物件を活用し、施設の新設等により定員を拡大する保育所、認定こども園、地域型保育事業であって、建物質料が賃料加算の額の1.5倍を超え、3倍以下である施設

○対象経費 賃料加算額を1.5倍にした額と建物質料の差額

○負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3

(3) **拡** 保育定員弾力化緊急支援事業（健康福祉部） 【20,000千円】

[平成30年度9月補正事業]

既存施設の定員の弾力化により受入人員の拡大を図るため、受入れに要する保育用品の購入経費及び保育の質を確保するための保育士等の研修費用を支援

○事業主体 市町（子育て安心プラン採択市町に限る。）

○対象施設 民間保育所、認定こども園

○補助要件 定員の弾力運用で2・3号認定児童※の受入人員を前年度と比較して年度平均在所数で2人以上拡大した場合

○対象経費 小型遊具、絵本、フロアマット、ロッカー等の保育用品購入費
保育士等の研修費用（100千円を上限）

○**拡**補助単価 1施設あたり400千円～2,000千円（200千円／人（上限10人））
③ 1施設あたり600千円（120千円／人）

○負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3

○実施箇所数 30施設

○事業期間 2020（平成32）年度末まで

(4) **保育定員の拡大に伴う保育環境改善事業（健康福祉部）** 【20,000千円】

既存施設を活用した保育定員の拡大を図るため、子どもの受入れ環境改善に要する遊具の更新経費などを支援

- 事業主体 市町
- 対象施設 民間保育所、保育所型認定こども園
- 補助要件 定員を5人以上拡大する場合
- 対象経費 遊具等の備品や保育環境の維持・向上に必要な施設整備に係る経費
- 補助基準額 2,000千円／園
- 負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3

(5) **新 企業主導型保育事業の促進（健康福祉部）** 【83,003千円】

従業員の多彩な働き方に対応した保育サービスを提供する企業主導型保育事業の整備や運営の充実を図るとともに地域枠の拡大を促進

- 企業主導型保育事業推進窓口の設置等
県内に推進窓口を新たに設置するとともに、企業向けセミナーを開催することで、企業主導型保育事業を推進
 - ・設置場所 こども政策課内
 - ・業務内容 開設・運営に関する相談、助成額の試算支援、先行事例の横展開、運営ノウハウ等のセミナーの開催（2回）
- 企業主導型保育事業促進事業
新たに地域枠定員を2人以上設け、地域の保育が必要な子どもを受け入れる企業主導型保育事業を支援
 - ・実施主体 子育て安心プラン採択市町（16市町）
 - ・補助要件
 - 地域枠設定への補助：新たに地域枠定員を2人以上設けること（2年間）
 - 対象経費：保育上必要となる備品
 - 補助単価：400～2,000千円
 - 地域枠定員を1人設定する毎に200千円（上限：10人）
 - ・対象施設 100施設
 - ・負担割合 県2/5、市町2/5、事業者1/5
 - ・事業期間 2019(平成31)～2020(平成32)年度

(6) **協 保育所等用地取得に関する利子負担軽減事業（健康福祉部）** 【10,846千円】

用地を取得して施設を整備する保育所に対して用地取得に係る利子負担の一部を補助

- 事業主体 市町
- 対象施設 保育所等の新增設で定数を5人以上拡大するもので、用地取得にあたり福祉医療機構から借入を行うもの

- 対象経費 借入期間中の利子総額
- 拡**負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3 (㊸県1/4、市町1/4、事業者1/2)
- 件数 6件

(7) **認定こども園整備事業（健康福祉部）** **【485,546千円】**

保護者の就労等の状況に関わらず教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援の機能を持つ認定こども園の施設設備に要する費用の一部を補助

- 整備予定数 26箇所（8市町）
- 負担割合 国1/2、市町1/4、事業者1/4

(8) **拡 認定こども園整備等促進事業（健康福祉部）** **【85,650千円】**

保育所及び幼稚園が、認定こども園に移行する際に実施する施設整備等に対し、国庫補助の対象外となる施設の拡充に要する経費及び必要となる準備経費の一部を支援することにより、認定こども園の普及を促進

- 認定こども園施設整備補助（61,650千円）
 - ・箇所数 10箇所
 - ・負担割合 県1/2、事業者1/2
 - ・**拡**実施主体 幼稚園型認定こども園を整備する私立幼稚園
保育所型認定こども園を整備する民間保育所
新幼保連携型認定こども園を整備する私立幼稚園、民間保育所
- 移行促進補助（24,000千円）
 - ・箇所数 30箇所
 - ・負担割合 私立幼稚園 国1/2、事業者1/2
民間保育所 県1/2、事業者1/2

(9) **認定こども園の適正な運営の推進（健康福祉部）** **【5,470千円】**

「認定こども園の適正運営・再発防止のための指針（H29.7）」に基づき、認定こども園の更なる適正運営や質の向上を推進

- 認可・認定時の審査の厳格化
- 指導監査等の強化
- 研修制度（認定こども園園長研修等）の充実
- 自己点検・自己評価制度の推進
- 認定こども園・保育所等ホットラインによる相談の実施

(10) **拡** 子どものための教育・保育給付費県費負担金（健康福祉部） 【24,417,263千円】

幼児期の学校教育、保育を総合的に推進するため、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）を利用する子どもに対する財政支援である「施設型給付」・「地域型保育給付」を市町に支弁

- 実施主体 市町
- 負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4（一部 県1/2、市町1/2）
- 給付額 公定価格から利用者負担額を減じた額
- 幼児教育の無償化 2019(平成31)年10月から実施される幼児教育の無償化に要する費用の一部を負担（2019(平成31)年度は全額国費負担）
- 拡**保育士の処遇改善 公定価格における保育士給与の1%（月3,000円相当）引上げに要する費用の一部を負担（2019(平成31)年4月から）

(11) 私立幼稚園の認定こども園への移行推進補助（企画県民部） 【5,000千円】

私立幼稚園が子ども・子育て支援新制度の認定こども園としても幼児教育水準を維持向上できるよう、新制度で財源措置されていない教職員の配置を支援

- 対象 私立幼稚園を母体とする認定こども園を設置する学校法人
- 補助内容 運営する園の教職員加配に必要な経費（現行の私学助成水準の範囲内）

(12) 私立幼稚園認定こども園特色教育推進事業（企画県民部） 【75,000千円】

私立幼稚園が実施してきた特色教育を子ども・子育て支援新制度の認定こども園としても継続実施できるよう支援

- 事業内容 学校法人立の認定こども園が実施する特色教育に要する経費を補助（例）農作物の栽培体験、防災教育、ボランティア教育 等

(13) 保育体制強化事業（健康福祉部） 【41,265千円】

地域住民や子育て経験者など地域の多様な人材を、保育に係る周辺業務に活用して保育士の負担軽減を図り、就業継続を支援することで、保育の体制を強化

(14) 認定こども園・保育所等ホットライン（再掲）（健康福祉部） 【3,270千円】

認定こども園・保育所等の保育施設の制度や基準、乳幼児教育・保育等の質問や相談の県内一律の電話相談システムを運営

- 開設時間 9:00～17:00（開庁日）
- 電話番号 ㉿7350（保育のなやみごとゼロ）

2 小規模保育事業等の推進

(1) **拡** 子どものための教育・保育給付費県費負担金（再掲）（健康福祉部）【24,417,263千円】

子ども・子育て支援新制度において、市町が認可する地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）を利用する子どもに対する財政支援として「地域型保育給付」を市町に支弁

- 実施主体：市町
- 負担割合：国 1/2、県 1/4、市町 1/4

3 セーフティネットとしての保育サービスの提供

(1) **拡** 病児・病後児保育推進事業（健康福祉部）【333,160千円】

就労の状況等から病気や病後の子どもを看ることができない保護者を支援する病児・病後児保育事業を推進

- 対 象 保護者の労働等により家庭で保育を行うことが困難な病児・病後児
- 施 設 数 118施設（**30**88施設）
- 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3
- 実施類型

病児対応型	病後児対応型	体調不良児型	訪問型
病気の回復期に至っていないため集団保育が困難な児童を保育	病気の回復期で集団保育が困難な児童を保育	保育中、体調不良となった児童に対し、保育所等において一時的に対応	病児・病後児の自宅において一時的に保育

(2) **拡** 病児・病後児保育施設整備費補助（健康福祉部）【47,585千円】

病児・病後児保育事業を実施するための施設整備（創設及び改築、拡張、大規模修繕）に要する経費を助成

- 拡**整備予定箇所 4箇所（**30**1箇所）
- 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3
国3/10、県3/10、市町3/10、法人1/10（※設置主体が法人の場合）

(3) 診療所型小規模病児保育事業（健康福祉部）【13,500千円】

診療所等の医療機関に開設することを前提に、職員の配置基準を国庫補助の要件より緩和した県独自の病児保育施設の整備を促進することで、国制度の利用が困難な地域等への設置を促進

- 施設数 5施設
- 負担割合 県1/2、市町1/2

(4) **拡** 一時預かり事業（健康福祉部） 【695,274千円】

一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れにより保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備

- 実施箇所 幼稚園型 456箇所（◎379箇所）
幼稚園型以外 685箇所（◎692箇所）
- 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

(5) 延長保育事業（健康福祉部） 【376,019千円】

保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する子どもについて、通常の利用時間以外の時間に保育を実施することにより、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てできる環境づくりを推進

- 実施箇所 保育短時間 473箇所（◎509箇所）
保育標準時間 914箇所（◎896箇所）
- 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

(6) 延長保育充実支援事業（健康福祉部） 【10,950千円】

延長保育事業の児童等の受け入れ要件を県独自で地域型保育並みに緩和し、国庫補助要件に該当しない1日あたりの平均対象児童数3人未満の延長保育事業を支援することにより、夜間の保育ニーズ等に対して対応

- 実施箇所 15箇所
- 補助要件 ①3時間延長する施設（保育所、認定こども園）
②21時まで延長保育を実施する施設（保育所、認定こども園）
※ ①と②のいずれも満たすもの
- 負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3

区分	延長時間内の1日あたり平均児童数	
	国庫補助基準	県独自緩和基準
3時間延長（例：18:00～21:00）	3人以上	1～2人

4 すべての子育て家庭を対象とした支援の充実

(1) 多様な主体の参入促進・能力活用事業（新規参入施設への巡回支援）（健康福祉部）【6,265千円】

良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るため、保育施設、地域子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うのに必要な費用の一部を補助

- 実施箇所 47箇所（6市町）
- 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

(2) **拡** 地域子育て支援拠点事業（健康福祉部）【572,612千円】

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の不安感等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援

- 実施箇所 331箇所（**30**327箇所）
- 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

(3) **拡** 一時預かり事業（再掲）（健康福祉部）【695,274千円】

(4) **拡** 利用者支援事業（再掲）（健康福祉部）【253,151千円】

子ども及びその保護者等又は妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等必要な支援を実施

- 実施箇所数 母子保健型 60箇所（**30**55箇所）
基本型 30箇所（**30**27箇所）
特定型 23箇所（**30**24箇所）
- 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

(5) 子育て短期支援事業（健康福祉部）【15,321千円】

保護者の病気などで、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、子どもを見守る児童養護施設等で預かることで安心して子育てができる環境を整備

(6) **拡** 乳幼児子育て応援事業（企画県民部・健康福祉部）【761,462千円】

少子化の進展などにより家庭の教育力の低下が懸念される中、私立幼稚園や保育所における幼児教育体験や親教育、遊び指導等の新たな子育て支援の取組を支援

- 保育所（対象：在宅の0～2歳児及びその親）
 - ・実施内容 親を対象とした教室（離乳食指導・しつけ等）、子どもの預かり、親子で体験する講座（粘土遊び・ベビーマッサージ等）

- ・実施園数 684園
- ・実施回数 1か所当たり年間96回もしくは48回
- ・**拡**補助単価 96回：1,200千円（**㊤**1,097千円）
48回：600千円（**㊤**548.5千円）

○幼稚園（2歳児子育て応援事業）

- ・実施内容 幼児教育体験、親子交流会、育児相談 等
- ・実施園数 230園
- ・実施回数 年間96回上限（週2日×4週×12月）
- ・補助単価 8千円～16千円（1回当たり）

○幼稚園（1歳児子育て応援事業）

地域の乳幼児と親が気軽に集い交流する「子育てサロン」を開設する私立幼稚園等に補助

(7) わくわく幼稚園・保育所開設事業（企画県民部・健康福祉部） 【48,066千円】

小学校での生活にスムーズに馴染み、学習できるようにするため、私立幼稚園及び民間保育所において在宅児童等（3～5歳児）に対する幼児教育・体験保育を先導的に実施

- 対象者 在宅の満3～5歳児とその親
- 実施日数 年間48回以上

5 保育人材の確保

(1) 保育士キャリアアップ研修事業（健康福祉部） 【7,865千円】

保育士等の追加的な処遇改善の要件となる保育技能の向上に向けた専門的研修を実施し、習得する技能に応じた施設型給付等（前掲）のキャリアアップが図れる仕組みの構築に取り組むことで、保育の質向上と保育士の離職防止を促進

○実施内容

- ・有識者による検討会において研修内容等を検討し、実施計画を策定
- ・乳児保育等8分野について、県と市町で役割分担のうえ実施

県4分野、市町4分野 ※政令・中核市を除く 県：①障害児保育、②食育・アレルギー対応、③マネジメント、④保育実践 市町：①乳児保育、②幼児教育、③保健衛生・安全対策、④保護者支援・子育て支援

- ・県実施分については、各分野2回（250人／回）を実施

(2) 保育の質向上のための処遇改善（健康福祉部） 【29,500千円】

保育人材の確保と職員の定着を支援し、保育の質の向上を図るため、公定価格の対象外となる保育所等の職員も、経験年数概ね3年以上の技能・経験の水準の者を

対象とする処遇改善を受けられるよう支援

- 対象施設 公定価格の基準以上に職員を配置している民間保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園（政令・中核市域除く）
- 補助額 （1施設あたり）月5千円×1/2×単独加配職員の8/15の人数分
- 負担割合 県10/10

(3) 潜在保育士復職支援研修（健康福祉部） 【3,915千円】

潜在保育士の再就職において障害となっている保育士の不安感を取り除くために学科や実習を盛り込んだ研修を実施

- 実施地域 保育を必要とする児童が多い地域
- 研修日数 1地域あたり6日間（座学4日、実習2日）程度
- 受講日数 1地域あたり30人程度

(4) 認定こども園園長研修等の実施（再掲）（健康福祉部） 【2,200千円】

県独自の園長認定制度に伴う園長資格に必要となる研修及び主幹保育教諭等の質向上のための研修を実施

- 園長研修
 - ・対象者 認定こども園の園長または園長就任予定者
 - ・期間 5日間（30時間）程度
- 主幹保育教諭研修
 - ・対象者 認定こども園の主幹保育教諭等
 - ・期間 1日（6時間）程度

(5) 新 保育実習充実支援事業の推進（健康福祉部） 【3,708千円】

指定保育士養成施設の学生が履修する保育実習の質を確保するため、統一的な受入マニュアルの作成及び保育所等の保育実習担当者を対象とする研修を実施

- 保育実習指導マニュアルの作成
 - 学識者、保育施設関係者等を交えたマニュアル作成委員会を設置し、実習生受入に係る留意事項等をまとめたマニュアルを作成。
- 保育実習指導者育成研修の実施
 - ・対象者 県内保育施設職員
 - ・回数 250人／回×3回
 - ・実施方法 兵庫県保育協会へ委託

(6) 保育人材確保対策貸付事業費補助（健康福祉部）**【一】**

保育士資格保有者の拡大と復職支援を進めるため、保育士資格取得を目指す学生への修学資金の貸付や、保育士資格取得を目指す保育補助者を雇用する施設への雇上経費の貸付、再就職する保育士への就職準備金や未就学児に係る保育料の貸付を行うための原資を助成（実施主体への事業費補助はH28年度実施済み）

○実施主体 兵庫県保育協会

○貸付内容

区分	保育補助者雇上費貸付	未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付	就職準備金貸付	保育士修学資金貸付
貸付対象経費	保育士資格取得を目指す保育補助者の雇用に要する費用	新たに就職する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料等	潜在保育士の復職が決定した際の就職準備資金（引越代、礼金、通勤用自転車等の購入費）	経済的状況等から貸付が必要で、学業優秀な者として、指定保育士養成施設の推薦を受けた学生
貸付上限	年295万3千円 （短時間勤務者 年221万5千円）	保育料の1/2 （月2万7千円以内）	40万円以内	入学準備金 20万円 授業料等 5万円 就職準備金 20万円
上限期間	3年間	1年間	1回限り	2年間
返還免除要件	保育補助者が3年間で保育士資格を取得すること	県内の保育所等で2年間就業すること	県内の保育所等で2年間就業すること	保育士資格を取得し、県内の保育所等で5年間就業すること

(7) 助産師等を活用した保育従事者の質の向上のための研修事業（健康福祉部） 【272千円】

助産師や保健師等子育て支援を提供する者に対し、親子への対応等について、専門家による研修を実施し、専門的知識の向上とネットワーク形成を促進

(8) 私立幼稚園教員確保支援事業（企画県民部）**【30,000千円】**

○私立幼稚園就職フェア開催支援事業(1,000千円)

私立幼稚園等の人材確保を図るため、幼稚園教員養成校を卒業見込みの学生等を対象に開催する私立幼稚園就職フェアを支援

○人材登録センターの運営支援(2,000千円)

転居・育児等の事情で離職した再就職希望者等、潜在幼稚園教諭の復帰支援を行う人材登録センターを設置・運営に対し補助

・実施主体 （一社）私立幼稚園協会

○業務支援システム導入補助(27,000千円)

- 幼稚園教諭の業務負担の軽減を図るため、業務支援システム導入に対し補助
- ・補助額 720千円/園
- ・補助率 3/4
- ・対象園数 50園 (㊟43園)

(9) **新** 私立幼稚園質の向上のための評価実施支援事業 (企画県民部) 【3,500千円】

幼児教育の無償化が予定される中、幼児教育の一層の質の向上を図るため、外部の視点が入った評価検証をモデル実施

○事業内容

- ・評価推進委員会の設置
- ・全体研修会の開催
- ・モデル園巡回支援の実施

○実施期間

- ・平成31年度 モデル実施・検証
- ・2020(平成32)年度 手引き作成・普及

○モデル実施園 3園

(10) **拡** 私立幼稚園等子育て支援カウンセラー事業 (企画県民部) 【34,650千円】

問題行動をとる園児やその保護者への継続的なケアを行うため、カウンセラーを配置する私立幼稚園等に対し補助

○対象園数 170園 (㊟120園)

○実施回数 年6回以上

○補助単価 150千円/年 (年12回以上実施する場合は300千円/年)

(11) **拡** 保育士・保育所支援センター開設等事業 (健康福祉部) 【16,165千円】

保育士の専門性向上と質の高い人材の安定確保に向け、潜在保育士の就職や活用支援等を行うため、保育士・保育所支援センターを運営

○実施主体 (公社) 兵庫県保育協会

○設置場所 兵庫県福祉センター内

○実施内容 保育士等人材バンクの運営

民間保育所就職フェアの開催

保育士登録名簿を活用した就職支援

新OB・OG保育士を活用した保育士確保

(12) 保育士人材確保研修事業（健康福祉部） 【1,056千円】

保育士養成施設の学生等を対象にした保育士の人材確保及び就業継続支援を目的とした研修を実施することにより、不足している保育士人材の確保を図ることにより、保育の質の向上に寄与

(13) 特色ある保育の推進（健康福祉部） 【2,268千円】

保育の質向上に積極的に取り組む民間保育所を表彰し、保育の質を向上

○保育大会の開催 開催場所 朝来市

開催時期 2019(平成31)年11月9日

参加人数 約800人

○創意工夫保育賞の授与

特色ある保育に取り組んでいる保育所等について選考を行い、創意工夫保育賞を授与（1～2箇所程度）

○特色ある保育の取組の普及

創意工夫対象に選ばれた取組を全県に広めるため、啓発冊子を作成し、各保育所等に配布

・作成部数 5,000部

(14) 保育教諭確保のための資格取得支援（健康福祉部） 【14,935千円】

幼保連携型認定こども園で働くために必要な資格（幼稚園教諭免許や保育士資格）の取得を支援するため、養成施設受講料及び代替職員雇上費用等を助成

○補助額 養成施設受講料 上限100千円

代替職員雇上費用 6,590円/日

幼稚園教諭免許状更新費用 上限100千円

(15) 子育て支援員認定等研修（健康福祉部） 【11,927千円】

保育や子育て支援に関心を持ち、子育て支援業務に従事することを希望する者を対象とした、子育て支援に関する研修、認定、登録を実施するとともに、質の向上を図り子育て支援に関わる人材を広く養成

○実施主体 県

○実施コース 地域保育コース（地域型保育）

地域子育て支援コース（利用者支援事業）

社会的養護コース

質の向上研修

6 子育て家庭への経済的支援

(1) 新 幼児教育の無償化（企画県民部、健康福祉部）

【4,393,493千円】

2019(平成31)年10月から、全ての3～5歳児、住民税非課税対象の0～2歳児を対象に、幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の費用を無償化

(※ 無償化にかかる2019(平成31)年度の費用は、全額国費負担)

○施設型給付(2,984,276千円)

○子育て支援施設等利用給付(仮称)(1,409,217千円)

・施設ごとの無償化の概要

対象施設・サービス	無償化の内容
幼稚園（新制度）、保育所、認定こども園	無償
地域型保育（小規模保育、家庭的保育等）	無償
幼稚園（私学助成）	月 2.57 万円を上限に無償
幼稚園の預かり保育	月 1.13 万円を上限に無償
企業主導型保育事業	無償
障害児通園施設＋幼稚園、保育所等	無償
認可外保育施設 ※5年間で、指導監督基準を満たす必要あり	保育の必要性がある児童に限り月 3.7 万円を上限に無償 (0～2歳児は月 4.2 万円上限)
一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター	

・幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業等の詳細

区 分		保育料	預かり保育料
新制度	対象児童	・0～2歳（非課税世帯のみ） ・3～5歳（所得制限なし）	保育の必要性がある 1号認定の児童
	補助限度額	無償	11,300円/月
	負担割合	国 1/2、県 1/4、市町 1/4	
	県負担額	2,984,276千円	101,317千円
私学助成園	対象児童	全園児	保育の必要性がある園児
	補助限度額	25,700円/月	11,300円/月
	負担割合	国 1/2、県 1/4、市町 1/4	
	県負担額	858,431千円	67,185千円

・認可外保育施設等の詳細

区 分	認可外保育施設等	一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター
対象児童	保育の必要性がある児童 ・ 0～2歳（非課税世帯のみ） ・ 3～5歳（所得制限なし）	
補助限度額	0～2歳 42,000円／月 3～5歳 37,000円／月 ※ 認可外施設等と一時預かり等の合算	
負担割合	国 1/2、県 1/4、市町 1/4	
県負担額	382,284千円	

(2) **拡** ひょうご保育料軽減事業（健康福祉部）

【469,240千円】

○**拡** 多子世帯保育料軽減事業（204,348千円（法人県民税超過課税））

子育てに要する経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境をつくるため、第3子以降の保育料の一部を助成

- ・対象世帯 教育認定子ども：市町村民税所得割額169,000円未満の世帯
保育認定子ども：市町村民税所得割額155,500円未満の世帯
(年収640万円相当までの世帯)

- ・対象児童 保育所、幼稚園等を利用する第3子以降の児童
(国制度による負担軽減対象者を除く)

- ・**拡**補助基準額 月額5,000円を超える保育料に対して次の額を定額補助

区分	4～9月	10～3月
3歳未満児	月額7,000円	月額15,000円※ (保育料上限額 [44,500円] の1/3相当)
3歳以上児	月額5,500円	(国無償化)

※ただし、保育料の1/2と15,000円の低い方を限度とする

- ・負担割合 県10/10

○**拡** 第2子保育料軽減事業（201,682千円）

子育てに要する経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境をつくるため、第2子の保育料の一部を助成

- ・対象世帯 教育認定子ども：市町村民税所得割額169,000円未満の世帯
保育認定子ども：市町村民税所得割額155,500円未満の世帯
(年収640万円相当までの世帯)

- ・対象児童 保育所、幼稚園等を利用する第2子の児童
(国制度による負担軽減対象者を除く)

- ・ **拡**補助基準額 月額5,000円を超える保育料に対して次の額を定額補助

区分	4～9月	10～3月
3歳未満児	月額6,000円	月額15,000円※ (保育料上限額 [44,500円] の1/3相当)
3歳以上児	月額4,500円	(国無償化)

※ただし、保育料の1/2と15,000円の低い方を限度とする

- ・ 負担割合 県1/2、市町1/2

○ **新**第1子保育料軽減事業 (63,210千円)

子育てに要する経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境をつくるため、第1子の保育料の一部を助成

- ・ 対象世帯 市町村民税所得割額57,700円未満の世帯
(年収360万円相当までの世帯)
- ・ 対象児童 保育所、認定こども園等を利用する第1子の3歳未満児
- ・ 補助基準額 月額5,000円を超える保育料に対して、月額10,000円を定額補助 (保育料上限額 [30,000円] の1/3相当)
※ただし、保育料の1/2と10,000円の低い方を限度とする
- ・ 負担割合 県1/2、市町1/2
- ・ 実施時期 2019(平成31)年10月～

(3) 乳幼児等医療費助成事業 (健康福祉部)

【3,082,434千円】

乳幼児等の医療に要する負担を軽減するため、医療保険による給付が行われた場合に、その自己負担額の一部を助成

- 対象者 小学3年生までの乳幼児等
- 所得制限 市町村民税所得割税額23.5万円未満 (世帯合算)
※0歳児は所得制限なし
- 患者負担 入院 定率1割 (月額3,200円限度)
通院 1医療機関等あたり1日800円 (月2回まで)

(4) こども医療費助成事業 (健康福祉部)

【967,768千円】

子育て世代が安心して子育てできるよう、医療保険による給付が行われた場合に、その自己負担額の一部を助成

- 対象者 小学4年生から中学3年生までの児童生徒
- 所得制限 市町村民税所得割税額23.5万円未満 (世帯合算)
- 患者負担 定率2割

(5) 児童手当の支給（健康福祉部）

【12,884,858千円】

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の児童に係る手当を支給

○手当月額

区分		金額
3歳未満		15,000 円
3歳以上 小学校修了前	第1・2子	10,000 円
	第3子以降	15,000 円
中学生		10,000 円
所得制限世帯(児童1人につき)		5,000 円

(6) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（健康福祉部）

【10,588千円】

全ての子どもが等しく教育・保育を受けることができるよう、幼稚園や保育所等の教育・保育施設を利用する際に必要な実費の一部を公費で負担

○対象者 生活保護世帯等

○負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

IV 子育てと両立できる働き方の実現

1 ワーク・ライフ・バランス（WLB）の推進

(1) 中小企業育児・介護代替要員の確保（産業労働部） 【200,000千円】

中小企業の育児・介護休業の取得及び育児・介護による短時間勤務制度利用の促進のため、代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成

○対象

- ・企業全体 300人以下
- ・事業所規模 株式会社等 100人以下の事業所
上記以外 20人以下の事業所

○支給額 代替要員の賃金の1/2

- ・上限額 休業コース 月額100千円、総額1,000千円
短時間勤務コース（育児） 月額 25千円、小学3年生まで
"（介護） 月額100千円、総額1,000千円

(2) **拡** ひょうご仕事と生活センター事業（産業労働部） 【240,231千円】

ワーク・ライフ・バランス（WLB）のさらなる普及を図るため、ひょうご仕事と生活センター（神戸市中央区）において、各種事業を実施

○普及啓発・情報発信事業

- ・ホームページの運営、情報誌の発行、先進企業表彰
- ・**新**阪神・姫路ブランチの設置、阪神・姫路地域シンポジウムの開催

○相談・研修事業

- ・ワンストップ相談、相談員等派遣、健康管理相談
- ・研修企画・実施
- ・経営者協会や商工会議所・商工会等と連携したセミナー、キャリア養成講座の実施

○仕事と生活の調和推進環境整備支援事業

WLB推進のための職場環境整備（ハード整備）を支援するため、整備費の一部を助成

- ・対象経費 女性・高齢者等の職域拡大のための環境整備
(専用更衣室、高齢者用補助機器整備 等)
多様な働き方を導入するための環境整備
(在宅勤務システム導入、託児スペースの整備)
- ・補助率 1/2 (上限2,000千円)

○**拡**中小企業育児・介護等離職者の再就職支援

育児・介護等の理由により離職した者の再就職を促進するため、当該離職者を雇用した事業主に助成

- ・正社員 500千円/人
- ・短時間勤務正社員 400千円/人

- ・非正社員（フルタイム） 200千円/人
 - ・**新**非正社員（フルタイム以外（社会保険被保険者に限る）） 100千円/人
- ※国の両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)を受給した場合は差額を支給

2 女性の多様な働き方支援

(1) 女性の就業サポート事業（企画県民部） 【18,092千円】

再就業等を希望する女性を支援するため、個別相談やハローワークと連携した職業紹介等を県立男女共同参画センター女性就業相談室で実施

- 女性就業支援員（2人）、保育支援員（2人）の配置
- 多様な働き方応援シンポジウムの開催（1回）
- チャレンジ相談（年96回）、出前チャレンジ相談（年100回）の実施
- 女性リーダー登用促進事業の実施
 - ・女性のためのステップアップセミナー、企業担当者向け研修会 等

(2) 女性就業いきいき応援事業（産業労働部） 【5,615千円】

出産、育児などの理由により離職した女性の多様な働き方を支援するため、再就業・起業のためのカリキュラムを提供

(3) 産休等代替職員補助事業（健康福祉部） 【8,750千円】

民間保育所等の児童福祉施設職員が出産や傷病のため、長期の有給休暇を必要とする場合に、施設がその職務を担う代替職員を任用した際の経費の一部を支援

- 補助単価 7,000円/日
- 負担割合 県 10/10

(4) 育児・介護等離職者再就職準備支援事業（産業労働部） 【5,120千円】

育児、介護等による離職者の再就職を支援するため、再就職に必要なスキルを得るため受講した教育訓練経費の一部を助成

(5) **拡** ひょうご女性の活躍推進事業（企画県民部） 【40,805千円】

女性活躍の促進を図るため、様々な分野で活躍する女性や経済団体等と連携・協働し、社会全体の気運醸成を図るとともに、職場における意識改革や環境整備を推進するための取組を展開

- ひょうご女性の活躍推進事業の推進
 - ・ひょうご女性の活躍推進会議の開催（1回）
 - ・ひょうご女性の活躍企業表彰の実施（5社程度）

- ・先進事例等の情報発信
- ・女性活躍推進専門員の配置（2人）
- ・企業への出前相談及び専門講師派遣（40回）
- ・育休復帰応援セミナーの開催（4回）
- ・**新**女性の活躍企業育成プロジェクトの実施（20社程度）
- 構成団体との連携による女性活躍の推進
 - ・女性活躍地域セミナーの開催（1回）
 - ・事業主行動計画策定に向けた講座の開催（1回）
 - ・キャリアデザインセミナーの開催（3回）
 - ・女子大学生と社会人の交流会の開催（3回）
- 女性活躍推進のためのネットワークづくりの推進
 - ・異業種女性交流会の開催（5回）
 - ・中堅女性社員リーダー研修の開催（1回）
 - ・男女共同参画フォーラムの開催（1回）
- 新**企業における女性活躍推進グループ活動への支援（50件程度）
 - ・補助対象者 県内に事業所を有する企業の社員で構成する女性活躍の推進を目的に設置したグループ
 - ・補助金額 1グループにつき上限100千円
- 女性の活躍促進のための市町支援
 - ・実施市町数 政令市1市、その他市町6市
 - ・補助単価 政令市：5,000千円、その他市町：2,500千円

(6) 病院内保育所運営費補助（健康福祉部） 【364,193千円】

子どもを持つ医療従事者の離職防止や再就業を促進するため、病院内保育所の運営を支援

○箇所数 100箇所

3 男性の家事・育児参画の促進

(1) 父親の子育て参画推進事業（企画県民部） 【3,445千円】

男性の家事・育児の参画を促進する講座を企業・事業所、地域等において開催するなど、希望する男性労働者が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを促進するほか、男性の子育てや地域活動への参画のきっかけづくりを支援

- 「父親の子育て応援カフェ」の開催 10回
- 「育メンスイッチセミナー」の開催 10回
- 「お父さん応援フォーラム」の開催 1回

V 子育て家庭を支える地域社会づくり

1 放課後等の居場所づくり

(1) 放課後児童クラブ整備費補助（健康福祉部） 【223,996千円】

放課後児童クラブを実施するための施設建設、学校の余裕教室等の既存施設の改修、設備の整備・修繕、備品の整備に要する経費を助成

○整備予定箇所 74箇所（17市町）

(2) **拡** ひょうご放課後プランの推進（健康福祉部・教育委員会） 【3,140,912千円】

放課後の子どもの安全・安心な活動のため、関係部局の連携を密にしつつ、ニーズのある全小学校区で放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の取組を推進

○子ども教室型（28,546千円 再掲※）

教室数 250教室

※ 学校・家庭・地域の連携協力推進事業（後掲）として実施

○児童クラブ型（3,112,366千円）

支援の単位数 1,440支援の単位（全市町）（**③**1,352支援の単位）

- ・長期休暇期間中の児童受け入れ支援制度
- ・放課後子ども環境整備事業
- ・障害児受入強化事業
- ・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

放課後児童支援員に対し、勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善を図るために必要な経費の支援を実施

①放課後児童支援員 年額 125 千円（月額約 1 万円）

②経験年数が概ね5年以上で一定の研修を修了した者 年額 251 千円（月額約 2 万円）

③経験年数が概ね10年以上の事業所長的立場にある者 年額 377 千円（月額約 3 万円）

(3) 放課後児童クラブ開設時間延長支援事業（健康福祉部） 【14,265千円】

「小1の壁」を打破するため、保護者のニーズを踏まえた開設時間の設定ができるよう、放課後児童支援員等の賃金等の一部を補助

○補助対象 ① 新たに、平日の閉所時間を19時30分へ延長し、国の長時間開設加算（平日）を受けている放課後児童クラブ

② 放課後児童支援員等に延長加算手当等を支給している放課後児童クラブ

※ ①と②いずれも満たすもの

○基準額 90 千円

○箇所数 528 支援

○負担割合 県 1/2、市 1/2

(4) 放課後児童支援員等研修事業（健康福祉部） 【15,202千円】

○放課後児童支援員認定資格研修

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、保育士等の資格を有する者が必要な知識・技能を習得し、放課後児童支援員として勤務するための認定資格研修を実施（2019年度までに5,000人認定予定）

・実施回数 11回1,100人（H27～30修了予定者数 約3,700人）

○放課後児童支援員資質向上研修

支援員の資質向上を図るため、必要な専門的知識・技能の習得や課題等を共有する研修を実施

(5) 「スポーツ立県ひょうご」創出プロジェクト事業（教育委員会） 【2,925千円】

「兵庫県スポーツ推進計画」に基づき、県内全小学校区に設置された「スポーツクラブ21ひょうご」を核として、親子で行うスポーツ大会、大学や企業と連携したスポーツイベントの開催等を通じて「スポーツ立県ひょうご」を推進

2 地域ぐるみの子育て支援の充実

(1) 地域祖父母モデル事業（企画県民部） 【9,360千円】

モデル地区を選定し、子育て支援団体等が、会員登録した特定の子育て世帯とシニア世帯同士をマッチングし、シニア世帯が日常的な見守りや相談、緊急時の一時預かり等を行い、個々の家族のような仕組みを確立できるよう、地域における三世代家族の育成を推進

○活動内容

・モデル地区数 60地区（**30**60地区）

・補助額 150千円（定額）／地区

・実施内容

実施団体の募集・選定

実施団体が子育て世帯及びシニア世帯へ周知・会員募集

子育て世帯とシニア世帯が信頼関係を築くための交流事業の実施

事例集の作成

(2) シニア世代から子育て世帯へのふるさと伝承事業（企画県民部） 【3,000千円】

地域のシニア世代が子育て世帯などに対し、地域の季節行事や祭りをはじめ、郷土料理や昔遊びなど、ふるさとに伝わる伝統などを広く伝えていく取組を支援

○実施主体 子育て支援に関わる団体・グループ等

○補助額 300千円（上限）／団体

※1テーマにつき150千円を限度（2テーマ又は2地区まで実施可）

(3) まちの子育てひろば事業（企画県民部） 【3,473千円】

子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを話し合い、情報交換ができる場づくりを推進（H30年12月末：2,035箇所）

○まちの子育てひろばコーディネーターの配置（1人）

○ひろばアドバイザーの派遣（年間600回）

(4) **拡** 子育てほっとステーションの設置（企画県民部） 【23,000千円】

子育て中の親子が気軽に買い物に出かけやすい環境を整備するため、空き家・空きスペースを活用した子育て活動を支援

○対象者 NPO、地域団体 等

○対象者 商店街、小売市場、NPO、地域団体 等

○対象施設 空き家、空きスペース

○事業内容

・施設整備

対象経費 施工工事費、備品購入費（授乳用ソファ等）

補助率 10/10（定額）

補助限度額 1,000千円（初年度限り）

補助件数 空き家、空きスペース 10件

・**新**賃借料

補助率 10/10（定額）

補助限度額 1,000千円（3年間）

補助件数 10件（新規10件）

・**拡**活動費

対象経費 イベント開催費（講師謝金、消耗品等）、広報経費 等

補助率 1/2

補助限度額 250千円（3年間）（**③**2年間）

補助件数 12件（新規10件、継続2件）（**③**8件：新規6件、継続2件）

- (5) **ファミリー・サポート・センター事業（健康福祉部）** **【71,271千円】**
 育児の援助を行いたい人と受けたい人をつなぎ、一時預かり（病児・病後児預かりを含む）等の相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センターを運営する市町を支援
 ○実施市町数 31市町
 ○負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3
- (6) **拡 地域子育て支援拠点事業（再掲）（健康福祉部）** **【572,612千円】**
- (7) **ひょうご子育て応援の店(子育て支援パスポート)の普及促進（企画県民部）** **【3,506千円】**
 全国共通事業となった「子育て支援パスポート」を推進するため、県内登録者への周知及び協賛店舗への協力依頼等を実施
 ○登録者数 88,418世帯（平成30年12月末現在）※18歳未満の子を持つ世帯が対象
 ○協賛店舗数 4,787店舗（平成30年12月末現在）
- (8) **学校・家庭・地域の連携協力推進事業（教育委員会）** **【84,927千円】**
 地域と学校が連携・協働して、従来の個別の教育支援活動の充実、総合化・ネットワーク化を図り、「支援」から「連携・協働」を目指す体制の下、地域学校協働活動を推進
 ○「地域学校協働活動」の実施
 ・事業内容 学校支援活動、学習支援活動（地域未来塾）
 放課後等支援活動（放課後子ども教室）
 土曜日の教育活動 等
 ○地域学校協働本部の体制整備支援
 ・事業内容 社会教育主事講習受講の支援
 地域連携プログラムの普及促進
 地域学校協働活動推進員等研修
- (9) **「まちの保健室」による健康づくり推進事業（健康福祉部）** **【17,847千円】**
 子育て中の親などの健康づくりを支援するため、身近な場所で気軽に、相談専門職種による健康相談及び育児相談等を実施
- (10) **子育て応援企業との協定締結事業（企画県民部）** **【247千円】**
 子育てと仕事の両立を支援し、子育て家庭を応援する企業・職域団体等と県が協定を締結（H30年12月末現在1,323社）

- (11) 子育て応援協定団体等との協働事業（企画県民部） 【1,425千円】

子育て応援協定を締結した地域団体等の特色を活かした子育て支援活動を支援

3 家族の役割やきずなを深めることの大切さの機運醸成

- (1) **新** 「ひょうご子ども・子育て未来プラン」の改定（健康福祉部） 【2,081千円】

少子対策・子育て支援に係る基本計画である「ひょうご子ども・子育て未来プラン」を市町、団体、県民等の意見や「兵庫県子ども・子育て会議」での審議等を踏まえ、次期プラン（2020～2024年度）として改定

- 「兵庫県子ども・子育て会議」次期プラン検討部会の設置
 - ・開催回数 6回
 - ・検討内容 現行プランの検証、次期プランの検討
- 「兵庫県子ども・子育て会議」ひとり親家庭等の自立促進計画改定部会の設置
 - ・開催回数 3回
 - ・検討内容 現行プランの検証、次期プランの検討

- (2) ひょうご家庭応援県民運動の推進（企画県民部） 【1,404千円】

県民一人ひとりが家族・家庭の大切さを考え、きずなを深めるとともに、地域で家庭を支える「ひょうご家庭応援県民運動」の展開支援やそれぞれの家族にとってふさわしい日を家族の日として定めることを提案する「家族の日」運動など、地域全体で家庭を応援する取組の普及啓発を推進

- (3) 地域・家庭の伝統行事普及推進事業（企画県民部） 【1,010千円】

かつて盛んに行われていた家庭や地域の伝統行事や伝統料理づくり等に、親子や家族と一緒に参加し、体験できる機会を提供

- (4) ひょうご孫ギフトプロジェクト（健康福祉部） 【20,000千円】

（ふるさとひょうご寄附金）

一定額以上の寄附者の孫等に県内企業による子育てギフトを贈呈するとともに、県内の私立保育所等に県産木材による玩具を寄贈することにより、子育てにやさしい兵庫づくりの機運を醸成

4 安全・安心な子育て環境の整備

(1) 防犯カメラ設置補助事業（企画県民部） 【40,000千円】

地域の見守り力の向上を図るため、まちづくり防犯グループ等が設置する防犯カメラに係る経費を補助

- 補助額 80千円／箇所（定額）
- 件数 500箇所
- 設置状況 2,478箇所（平成22～29年度）

(2) 子育て応援ネットの推進（企画県民部） 【8,179千円】

地域女性団体ネットワーク会議が中心となって、市町ごとにネットワークを組織し、子育て家庭応援推進員等が登下校時の見守り、声かけや子育てイベント、SOSキャッチ活動等を実施

- SOSキャッチ専門研修の実施（各県民局・県民センター各1回）
- 市町推進母体への助成（150千円×41団体）

(3) ひょうご地域安全SOSキャッチ事業（企画県民部） 【6,576千円】

県民が身近な異変に気づいた際に、匿名でも通報できる「ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談」を運営するとともに、地域安全まちづくり推進員を活用し、制度の周知を促進

(4) みんなの声かけ運動の推進・充実強化（健康福祉部） 【7,260千円】

障害種別に応じた支援方法等に関する実践研修等を実施し、障害者への適切な支援を推進することにより、障害者の安心安全な社会参加を促進

- みんなの声かけ運動応援協定締結団体等への出前講座
 - ・対象 みんなの声かけ運動応援協定締結団体等
 - ・実施回数 20回（各回30人程度）
- 啓発用動画・啓発用リーフレット等の作成
 - ・配布先 公立中学校（350校）、公立高校（167校）、市町、関係団体等

(5) 地域安全まちづくり推進員による活動の推進（企画県民部） 【1,659千円】

地域安全まちづくり条例第14条の規定に基づき、地域安全まちづくり推進員を設置・支援し、地域における継続的な地域安全まちづくり活動を実施

(6) **学童等の交通安全教室の開催**（企画県民部） **【926千円】**

交通弱者である学童等に対し交通安全教室を開催し、交通安全の普及啓発を実施

- 対象 幼稚園児、小学生など
- 回数 年間100回開催

(7) **拡 公共交通バリアフリー化促進事業**（県土整備部） **【322,774千円】**

誰もが安心して生活できるユニバーサル社会にふさわしい福祉のまちづくりを実現するため、鉄道駅舎エレベーター等設置やノンステップバス等の購入を支援

- 拡**鉄道駅舎エレベーター等設置費補助 整備予定10駅（**⑩**7駅）
3千人/日以上駅（2経路目）及び3千人/日未満駅について、それぞれ一定の要件を満たす駅を補助対象に追加
- ノンステップバス等購入補助 導入予定41台（**⑩**39台）

(8) **鉄道駅舎ホームドア設置促進事業**（県土整備部） **【312,452千円】**

視覚障害者の駅ホームからの転落防止等の安全性向上を図るため、鉄道駅舎のホームドア設置を支援

- 整備予定 5駅（**⑩**4駅）

(9) **地域で守る！子どもの安全安心確保事業**（企画県民部） **【2,402千円】**

子どもを取り巻く環境への不安が増大しているため、家庭・学校での安全対策に加え、帰宅後の子どもの安全のために、地域が一体となって子どもを見守る体制を構築

- 子どもの安全・安心確保のリーダー養成
- 子ども安全サポート事業
- 「子どもを守る110番の家・店・車」の体制強化

(10) **ユニバーサル社会づくり推進地区整備事業**（県土整備部） **【11,367千円】**

県が指定する推進地区において、ユニバーサル社会実現のために住民や企業・NPO等が市町と協働して取り組むソフト・ハード両面からのまちづくりを支援

- 事業プラン策定費助成
- 推進地区PR案内板設置費補助
- 推進地区協議会活動費助成
- 推進地区施設改修費等補助（通常型・大規模型）

(11) **住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進**（県土整備部） **【4,590千円】**

子育て世帯及び新婚世帯をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を受け入れる

民間賃貸住宅事業者等に対し、間取り変更等の改修や低額所得者への家賃低廉化等を支援

- 補助限度額 改修工事費補助：1,000千円／戸、家賃低廉化補助：40千円／月
家賃債務保証料低廉化補助：60千円／戸

※補助を実施する市町に対し、市町負担の1/2を支援

(12) ひょうご住まいサポートセンターの運営（県土整備部） 【25,308千円】

「ひょうご住まいサポートセンター」を設置し、子育て世帯の住まいにおける様々な相談や住まいの情報提供

- 一般的な住まいの相談
- 専門家派遣によるリフォーム工事等に関する技術的アドバイス
- 「ひょうごあんしん住宅ネット」による子育て世帯等が円滑に入居できる賃貸住宅情報の提供

(13) 長期優良住宅建築等計画認定等事業（県土整備部） 【7,827千円】

親世代から子・孫世代まで長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた「長期優良住宅」の計画認定や普及を図るため啓発を実施

(14) **拡** 空き家活用支援事業（県土整備部） 【96,237千円】

一戸建ての住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸を住宅として活用する若年・子育て世帯等や、事業所又は地域交流拠点として活用する者等に対し、その改修に要する費用の一部を支援

また、政令市及び中核市内のまちなか再生区域内を事業対象区域に追加

対象区域	政令・中核市を除く市町の区域 ^{※1}
対象住宅	一戸建ての住宅の空き家 ^{※2} 、共同住宅の空き住戸 [補助対象となる空き家要件の改正] (1) 空き家期間が6か月以上であること (2) 築20年以上であること (3) 台所、浴室、便所等の水回り設備の全部又はいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であること

※1 姫路市の旧香寺町・安富町・夢前町・家島町の区域及びまちなか再生区域は対象（まちなか再生区域は2019（平成31）年度から対象に追加）

※2 改修後において、一定の耐震性能を有するもの

VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

1 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童虐待防止医療ネットワークの推進（健康福祉部） 【2,515千円】

医療機関で頭部外傷など虐待を疑われる児童の受診が増加しているため、中核的医療機関を中心に児童虐待対応のネットワークづくりを推進

○中核拠点病院の整備（502千円）

地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談窓口の設置

対象施設 県立尼崎総合医療センター

○医療的ケアを要する児童の一時保護委託先の確保（287千円）

医療的ケアを要する児童の一時保護委託の受入が可能な医療機関の開拓等を実施

○中核拠点病院による教育研修の実施（1,726千円）

・研修内容 児童虐待対応ができる体制整備方法、症例検討等

・対象 県内医療機関の医師及び医療従事者等

・実施回数 年5回

(2) 児童虐待等対応専門アドバイザーの設置・運営（健康福祉部） 【4,366千円】

児童問題の多様化・複雑化に対応するため、児童虐待等の困難ケースに関して、司法的介入の実施、職員等の専門的資質向上のための研修会等を行うアドバイザーをこども家庭センターに設置

○配置人員 107人（医師25人、弁護士19人、その他学識経験者等63人）

○アドバイザー活用件数 185回（ $\text{\textcircled{30}}$ 145回）

・医師 55回（ $\text{\textcircled{30}}$ 50回）

・弁護士 95回（ $\text{\textcircled{30}}$ 65回）

・大学教授等 35回（ $\text{\textcircled{30}}$ 30回）

(3) ひょうご児童虐待防止サポーター事業（健康福祉部） 【4,226千円】

児童虐待防止に理解と熱意のある県内協賛企業・団体（「ひょうご児童虐待防止サポーター」）との協働による研修や、各種啓発活動を展開

○ひょうご児童虐待防止サポーター連携推進事業

・対象 ひょうご児童虐待防止サポーター企業・団体（19団体）

・内容 企業・団体内での研修や、ホームページ等の広報媒体を活用した県民への啓発

○Jリーグ試合会場での普及啓発

・実施時期 11月（児童虐待防止推進月間に開催）

・実施場所 ノエビアスタジアム神戸

- (4) こども家庭センター職員支援技能向上事業（健康福祉部） 【5,015千円】
こども家庭センター職員の支援技能の向上を図るため、経験年数や職種に応じた体系的な研修を実施し、専門性を強化
- (5) 児童虐待関係機関職員対応力向上事業（健康福祉部） 【2,486千円】
市町の要保護児童対策地域協議会等での連携強化を図るため、市町の家庭児童相談担当職員に対して専門研修を実施し、市町の対応力の向上を推進
- (6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（健康福祉部） 【20,320千円】
市町の要保護児童対策地域協議会の中心的機能を担う調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を推進
○実施市町数 31市町（~~30~~29市町）
- (7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（再掲）（健康福祉部） 【53,071千円】
- (8) 養育支援訪問事業（再掲）（健康福祉部） 【26,846千円】
- (9) 子育て短期支援事業（再掲）（健康福祉部） 【15,321千円】
- (10) 児童家庭支援センター運営費補助事業（健康福祉部） 【58,242千円】
児童に関する専門的な知識・技術を要する相談、援助を行う児童家庭支援センター（6施設）の運営を支援し、地域に密着した子育て支援体制を強化
- (11) 親子関係等再構築支援事業（健康福祉部） 【23,099千円】
家族関係の適正な評価に基づき、児童と家族への一体的な支援、家庭復帰後の虐待の再発防止に向けた児童養護施設等との連携など、親子関係再構築を目指した支援を充実
- (12) 乳児院における児童虐待対応力の強化事業（健康福祉部） 【11,729千円】
特定妊婦等（出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）を支援するため、相談窓口を開設するとともに、個別養育支援計画の作成と指導を実施
○相談窓口の開設
養育に悩む妊産婦等及び妊産婦の支援機関のための相談窓口を開設

○支援計画の作成・実施

支援コーディネーターが中心となり看護師等と連携して作成した母子の養育支援計画を実施

○家事や育児等のトレーニング

児童虐待防止のための育児能力向上を図る実践的なトレーニングを実施

(13) **新** 日本子ども虐待防止学会ひょうご大会開催支援事業の実施（健康福祉部） 【1,000千円】

児童虐待関係機関職員が学術研究や啓発、意見交換等を通じ子どもの福祉及び人権の向上を図る日本子ども虐待防止学会ひょうご大会の開催支援を実施

○開催時期 2019（平成31）年12月21日（土）～22日（日）

○開催場所 神戸国際会議場

○参加者数 約3,000人

2 社会的養護体制の充実

(1) 里親・特別養子縁組制度の推進（健康福祉部） 【2,907千円】

医療機関、市町保健センター、県こども家庭センター等が連携し、思いがけない妊娠等で出産や子育てに不安を抱える方の相談に応じ、里親や特別養子縁組制度につなぐことなどにより、出生後の早い段階から子どもが安心して成長できる環境を整備

○「里親委託・養子縁組推進会議」の開催

○里親・特別養子縁組推進全県フォーラムの開催

○出前講座、地域における研修会の実施

(2) 児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト

～自立を目指す子どもたちの未来のために～（健康福祉部） 【7,000千円】

（一部ふるさとひょうご寄附金）

児童養護施設や里親委託など社会的養護の下で育った子どもたちの将来が、生まれ育った環境で左右されないよう、自立や夢を実現するために、クラブ活動や大学進学を応援

○高校生のクラブ活動費（用具購入費、遠征時の交通費等）の一部を助成

○高校生の就業支援（インターンシップ等参加費）の一部を助成

○大学、専門学校等への進学を支援する奨学金（入学一時金）を助成

(3) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業（健康福祉部） 【一】

児童養護施設退所者等に対して生活費貸付、家賃貸付、資格取得費用等の貸付を行い、安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援

○実施主体 兵庫県社会福祉協議会

貸付種類	生活支援費	家賃支援費	資格取得支援費
貸付対象者	施設等退所者又は里親等委託解除された者		施設等入所中又は里親等委託中の者
	①大学等在学者	①大学等在学者 ②就職している者	③資格取得希望者
貸付期間	大学等在学期間	①大学等在学期間 ②最長2年	
貸付額	月額5万円	家賃相当額 ※生保住宅扶助額を上限	25万円以内
貸付利子	無利子		
返還免除条件	①大学等卒業後1年以内に就職し、かつ、5年間就業を継続すること ②5年間就業を継続すること		③2年間就業を継続すること

(4) 里親制度の推進事業（健康福祉部） 【3,076千円】

里親里子交流事業や養育相談事業のほか、里親認定前研修などの実施を通じて、里親制度の適切な運営と家庭養育を促進

(5) 家庭養護普及啓発推進事業（健康福祉部） 【11,979千円】

里親やファミリーホームの新たな担い手の開拓につなげるため、各市町単位で里親制度の普及啓発を実施

(6) 児童養護施設等整備費補助事業（健康福祉部） 【204,004千円】

児童養護施設等において、小規模グループケア(ユニットケア)等を実施するための施設整備費を補助

(7) 里親登録者研修等事業（健康福祉部） 【1,542千円】

里親登録の更新を希望する者への研修や現在里子を受託していない里親を対象としたトレーニングを実施

- 更新研修（656千円）
 - ・対象 里親登録の更新を希望する者
 - ・時期 5年に1回
- 未委託里親トレーニング（886千円）
 - ・時期 更新研修受講時
 - ・対象 委託にいたっていない里親（希望者のみ）

(8) 兵庫県家庭的養護推進計画の改定（健康福祉部） 【262千円】

平成27年3月に策定した兵庫県家庭的養護推進計画（平成27～2029年度）を国の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領(平成30年7月)」を踏まえて改定

- 検討委員会の実施
 - ・委員 7名 学識経験者、児童養護・乳児院施設関係者、里親関係者等
 - ・回数 3回
- 施設・里親ヒアリングの実施 3回（㊟関係団体との意見交換）

3 配偶者等からの暴力（DV）対策

(1) **拡** DV防止対策の充実（健康福祉部） 【17,357千円】

配偶者に対する人権侵害や、子どもの人格形成に重大な影響を与えるDVを防止するため、市町、NPO等とも連携して対策を実施

- 新**DV相談アドバイザーの配置
 - ・配置場所 兵庫県女性家庭センター
 - ・役割 市町相談員へのマンツーマン指導や講習の実施、市町関係職員への研修充実 等
- 民間シェルター新規開設支援の実施
新たに民間シェルターを運営しようとする者への支援の実施
 - ・対象経費 シェルター開設に必要な初度備品等経費
 - ・補助上限 300千円（定額）
- DV被害者シェルターへの支援
 - ・対象施設 2施設
 - ・対象経費 シェルター借上料（家賃、共益費）
 - ・補助上限 生活保護住宅扶助限度額（60千円等）
- DV被害者支援活動を行う民間支援団体への活動助成
企業等へのDV出前講座、DV被害者支援ボランティア養成研修の実施 等

○一時保護所・民間シェルター入所被害者及び同伴児童への心理的ケア、同行サポートの実施 等

(2) DV対策の推進（健康福祉部） 【192,335千円】

DV被害者等の安全を確保するため、一時避難先を確保するとともに、住居確保や就業支援など将来の自立や安定した生活に向けた各種支援を実施

4 子どもの貧困対策

(1) 生活困窮者世帯の子どもを地域で支援（健康福祉部） 【12,650千円】

全町において生活困窮者世帯等の子どもに対し学習支援を行うとともに、食事や居場所の提供、日常生活習慣獲得、保護者への養育指導を実施

(2) 「子ども食堂」応援プロジェクト（健康福祉部） 【3,000千円】

（ふるさとひょうご寄附金）

NPO法人や地域住民グループが実施する「子ども食堂」を県内全域へ拡大するため、立上げ経費を助成

○事業主体 NPO、地域住民グループ等

○回数 月2回以上 ○受入人数 10人以上

○補助上限額 200千円

(3) 生活困窮者住居確保給付金（健康福祉部） 【688千円】

離職により住居を失った生活困窮者に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給

(4) 生活困窮者自立相談支援事業（健康福祉部） 【13,669千円】

生活困窮者からの相談に対応し、継続的な評価・分析、自立に向けたプランの作成、関係機関との調整を実施

(5) **拡**暮らし再建サポート事業（健康福祉部） 【11,650千円】

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者に対し、暮らし再建に向けた支援を実施

○支援内容 就労準備支援

新家計改善支援

○負担割合 国2/3、県1/3

(6) 被保護者就労支援事業（健康福祉部） 【14,783千円】

生活保護受給者の就労による自立を助長するため、就労支援員による支援を実施

(7) 高等学校等就学支援事業（企画県民部・教育委員会） 【14,454,515千円】

高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対し、授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、家庭の教育負担を軽減

(8) **拡** 国公立高等学校における奨学のための給付金の支給（教育委員会） 【1,119,813千円】

授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給

○**拡**非課税世帯〔全日制等〕（第1子単価）年額82,700円（**③**年額80,800円）

(9) 高等学校奨学資金貸与事業（教育委員会） 【407,652千円】

修学を奨励し、有為な人材を育成するため、経済的な理由により就学が困難な高校生等に対し奨学資金を貸与

(10) **拡** 私立高等学校等生徒授業料軽減補助（企画県民部） 【1,009,672千円】

就学機会を確保するため、国の就学支援金制度に県単独加算を行い、低所得世帯に重点化した生徒の学資負担者の経済的負担を軽減

○対象生徒

・私立高校生（県内校通学者）

・私立高校生（隣接及び関西圏内校通学者）

（平成30年度から継続実施）大阪府・京都府・岡山県・鳥取県

（平成31年度新1年生から拡充実施）奈良県・滋賀県・和歌山県・徳島県

・専修学校及び各種学校（高等課程相当）生徒（県内校通学者）

○補助対象人数 約16,000人

○平成31年度の補助受給（軽減）単価

・拡充内容（新1年生から適用）

年収270～350万円未満世帯：13千円を増額

年収350～590万円未満世帯：33千円を増額

授業料軽減補助制度の内容（2019(平成31)年度見直し後） (単位：円)

階層別の所得基準		2018 (H30)	2019 (H31)	2019 -2018
生活保護世帯 年収 270 万円未満程度	就学支援金(国)	297,000	297,000	—
	授業料軽減補助(県単)	100,000	100,000	—
	計	397,000	397,000	—
年収 270 万円以上 350 万円未満程度	就学支援金(国)	237,600	237,600	—
	授業料軽減補助(県単)	95,000	108,000	+13,000
	計	332,600	345,600	+13,000
年収 350 万円以上 590 万円未満程度	就学支援金(国)	178,200	178,200	—
	授業料軽減補助(県単)	54,000	87,000	+33,000
	計	232,200	265,200	+33,000
年収 590 万円以上 910 万円未満程度	就学支援金(国)	118,800	118,800	—
	授業料軽減補助(県単)	0	0	—
	計	118,800	118,800	—

※表は、各年度入学生の単価。在校生は入学年度の単価を適用

※金額は、県内高校の単価

※専修学校・各種学校は県内高校の1/2の単価

※県外高校は県内高校の1/4の単価

※ただし、相互実施の場合（京都府・奈良県内高校）は相互に同額

(11) **拡** 私立高等学校等奨学給付金事業（企画県民部 私立教育課）【559,149千円】

授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給

対象世帯		金額 (円/年)	支給の考え方
生活保護		52,600	修学旅行費相当額
年収 270 万円 未満世帯	第1子	(拡)通学制 98,500 (㊟89,000)	教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、入学用品費相当額（ただし通信制は教科書費、教材費、学用品費相当額とする）
		通信制 38,100	
	第2子 以降※	通学制 138,000	上記+生徒会費、PTA会費相当額（ただし通信制は教科書費、教材費、学用品費相当額とする）
		通信制 38,100	

(12) 私立高等学校等入学資金貸付事業（企画県民部） 【29,984千円】

私立高等学校及び私立専修学校高等課程に入学する生徒で、経済的理由から入学資金の支弁が一時困難な者に対し、入学資金を貸し付けることにより、入学時の負担の軽減を実施

(13) 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業（企画県民部） 【55,042千円】

私立中学校等に通う児童生徒の家庭の教育費負担の軽減を行いつつ、私立学校を選択している理由や家庭の経済的状況などについて、実態把握のための調査を実施

(14) 特別支援学校就学奨励費（教育委員会） 【603,761千円】

特別支援学校への就学の特殊事情を考慮し、保護者の経済的負担を軽減するため、必要な経費を補助

5 ひとり親家庭等の自立促進

(1) 母子家庭等医療費給付の実施（健康福祉部） 【432,365千円】

母子家庭等の医療費負担を軽減するため、医療保険による給付が行われた場合に、その自己負担額の一部を助成

(2) **拡** ひとり親家庭の就業支援（健康福祉部） 【26,127千円】

ひとり親家庭の母等に対する各種給付金を支給し、生活の負担軽減を図り、就職に有利な資格や技能の習得を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進

○**拡** 自立支援教育訓練給付金事業（4,518千円）

- ・ 受講対象者 母子家庭の母及び父子家庭の父（郡部のみ）
- ・ 対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
（新たに看護師等の専門資格を取得するための講座を追加）
- ・ 支給額 教育訓練給付（雇用保険法）受給資格無：受講費用の6割（上限20万円）
教育訓練給付（雇用保険法）受給資格有：受講費用の4割（上限20万円）
※ ただし、新たに追加する専門資格の取得のための講座受講の場合、
上限20万円×修学年数

○**拡** 高等職業訓練促進給付金事業（20,709千円）

- ・ 受講対象者 母子家庭の母及び父子家庭の父（郡部のみ）
- ・ 対象資格 看護師、介護福祉士、保育士 等
- ・ 支給要件 修学期間：1年以上

- ・支給期間 3年上限（4年課程が必須な資格取得については4年に拡充）
- ・支給額 住民税非課税世帯 100千円／月（最終1年間には140千円）
住民税課税世帯 70.5千円／月（最終1年間には110.5千円）

- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（900千円）
 - ・受講対象者 母子家庭の母、父子家庭の父及びその子（郡部のみ）
 - ・対象講座 高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）
 - ・支給額 最大受講費用の6割を支給：上限15万円
講座修了後に受講費用の2割を支給
高卒認定試験合格後に受講費用の4割を支給

(3) **ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（健康福祉部）** 【一】

就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、資格取得を促し自立を促進

- 実施主体 兵庫県社会福祉協議会
- 対象者 高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者
- 貸付額 入学準備金 50万円以内
就職準備金 20万円以内

(4) **新** **ひとり親自立支援プログラム策定事業の実施（健康福祉部）** 【7,946千円】

ひとり親家庭の個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、自立・就業に向けた取り組みを支援

- 対象者 児童扶養手当受給者
- 内容 個別面接により生活状況等を把握の上、個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、その取り組みを支援
- 体制 自立支援プログラム策定員を配置
(町域を所管する6健康福祉事務所に各1名)

(5) 児童扶養手当の支給（健康福祉部）

【999,458千円】

父または母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育する者に対して手当を支給

① 手当月額

（単位：円）

② 所得制限限度額

（単位：千円）

区分		H31 年度支給 (2019.4～2020.3)	扶養親族等 の数	受給者本人		扶養 義務者等
				全部支給	一部支給	
第1子分	全部支給	42,500	0人 1人 2人 3人	490 870 1,250 1,630	1,920 2,300 2,680 3,060	2,360 2,740 3,120 3,500
	一部支給	42,490～10,030				
第2子 加算	全部支給	10,040				
	一部支給	10,030～5,020				
第3子 以降加算	全部支給	6,020				
	一部支給	6,010～3,010				

- ・受給者本人の全部支給の所得制限限度額30万円引き上げ(H30.8月(12月支給)～)
- ・支給回数の見直し年3回(4,8,12月)→年6回(2019(H31).11月支給～)

(6) **新** 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（仮称）の支給（健康福祉部） 【3,968千円】

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金(仮称)を支給

○支給対象者 児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親

○給付額 17,500円/年

(7) ひとり親家庭交流支援事業（健康福祉部）

【304千円】

ひとり親家庭がお互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け情報交換することにより、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を推進

(8) ひとり親への相談支援事業（健康福祉部）

【2,206千円】

ひとり親の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供、職業能力の向上等に関する支援を実施。さらに、養育費の確保など専門的な法律相談を実施

○ひとり親への相談

ひとり親の抱える様々な状況や就業状況及び養育費の確保状況等に関して、自立支援員がワンストップで相談を受け、必要な情報提供や支援を実施

・母子・父子自立支援員

設置場所 6 健康福祉事務所

相談方法 面接

相談内容 離婚前後にかかる一般的相談、各種制度の情報提供
精神的支援、児童の養育に関する相談支援

・母子等専門相談員(弁護士)

設置場所 法律事務所内等

相談方法 電話又は面接

相談内容 ひとり親家庭等が抱える法律関連問題に関する助言等

6 障害児施策の充実

(1) 障害児等職業体験事業（健康福祉部） 【6,770千円】

障害児等の職業体験を通じた社会参加を促進するため、職業型社会体験施設「キッザニア甲子園」を借り上げ、職業体験の機会を提供（年1回）

○参加人数 650人（障害児・保護者、学生ボランティア等）

○実施主体 県、（公財）兵庫県手をつなぐ育成会

(2) 多様な主体の参入促進事業（健康福祉部） 【18,916千円】

私学助成や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助

(3) 重症心身障害児等指導費交付金（健康福祉部） 【199,967千円】

重症心身障害児（者）の適切な治療と保護を図るため、重症心身障害児（者）が入所している民間施設に対して運営費を助成

○対象施設数 県内6箇所、県外3箇所

○補助単価 [基本]月32,400円/人、[加算]月7,800円/人

(4) **新** 重症心身障害児通所支援・居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業（健康福祉部） 【28,350千円】

医療的ケアを必要とする重症心身障害児が、身近な地域で支援を受けられる環境を整備するため、未設置市町における重症心身障害児通所支援事業所や居宅訪問型児童発達支援事業所の整備を促進

○重症心身障害児通所支援の実施（19,952千円）

・補助対象 未設置市町で整備予定の重症心身障害者専用通所支援13事業所

・補助基準額 17,440円/日（定員5人の場合）×年間未利用延人数

・負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3（政令・中核市除く）

○居宅訪問型児童発達支援の実施（8,398千円）

・補助対象 未設置市町で整備予定の居宅訪問型児童発達支援17事業所

・補助基準額 9,880円/日×（年間訪問基準人数300人一年間訪問実績人数）

・負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3（政令・中核市除く）

(5) **拡** 県立こども発達支援センターの運営（健康福祉部） 【25,536千円】

発達障害児を早期に発見し、地域での支援につなげていくため、正規医師職員を増員するなど、県立こども発達支援センターの運営体制を強化

- 診療日 週5日（月～金）
- 診療内容 発達相談、心理検査・アセスメント、診断、作業療法士、言語聴覚士による療育（リハビリ）
- 運営体制 医師（小児科医、児童精神科医）、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、看護師、保育士等 計15人（**⑩**13人）

(6) 医療的ケア児に対する支援体制の構築（健康福祉部） 【2,034千円】

医療的ケア児が地域において必要な支援を受けることができるよう、関係機関との連携調整を行うための体制の整備とともに、国が定める研修カリキュラムに基づき、支援が適切に行える人材を養成

- 関係機関連絡協議会の開催（年2回）
- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修（年2回）
- 医療的ケア児等支援者養成研修（年2回）

(7) 医療的ケア児等医療提供体制確保事業（健康福祉部） 【15,403千円】

医療を必要とする障害児者が緊急時等において短期入所サービスを円滑に利用できるよう、輪番により常時2床の空床を確保する医療的ケア児等医療提供体制を整備

- 神戸・阪神圏域 1床（済生会兵庫県病院 等）
- 播磨圏域 1床（姫路赤十字病院、兵庫あおの病院 等）

(8) 障害児福祉手当の支給（健康福祉部 障害福祉課） 【25,493千円】

精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に手当を支給

- 手当月額 14,790円
- 負担割合 国3/4、市または県（県が町分を負担）1/4

(9) みんなの声かけ運動の推進・充実強化（再掲）（健康福祉部） 【7,260千円】

(10) 特別支援学校医療的サポート推進事業（教育委員会） 【75,664千円】

日常的に医療的ケアの必要な幼児児童生徒の在籍する県立特別支援学校に、看護師を配置

- 配置人数 87人（**⑩**87人）

(11) 特別支援学校におけるキャリア教育の推進（教育委員会） 【12,172千円】

特別支援学校高等部卒業生の一般就労率を全国平均並みに引き上げ及び高等学校の発達障害のある生徒への指導の充実を図るため、実践的・段階的な作業学習・現場実習の拡充や認定資格の開発推進等のキャリア教育・就労支援を実施

- 特別支援学校就職支援推進会議の開催
- 就職支援コーディネーター配置（配置校2校）
- 実践的な職業教育の実施
 - ビルクリーニング（清掃）、喫茶サービス（接客）、物流・品出し
- 技能検定の実施
 - 実践的学習で身に付けた技能等の水準を公的に証明し、生徒の就労意欲向上及び企業の障害者雇用を促進
 - ・実施分野 ビルクリーニング(清掃)、喫茶サービス（接客）、物流・品出し

(12) 特別支援学校スクールカウンセラー配置事業（教育委員会） 【1,884千円】

生徒の心理的な問題を解決するため、高等特別支援学校を対象にスクールカウンセラーを派遣するとともにカウンセリングマインド研修（校内、年2回）を実施

- 対象校 県立高等特別支援学校（4校）
- 派遣回数 年間27回

(13) 特別支援学校教員の資質向上事業（教育委員会） 【1,600千円】

特別支援教育に関する専門性を高めるため、教科等指導力の向上を核とした専門的な研修を実施

- 実施校数 5校（視覚・聴覚2校、肢体、病弱特別支援学校）
- 取組内容
 - ・音声認識ソフトやICT機器を活用した指導方法についての調査研究
 - ・障害に対する配慮や指導についての公開研修講座

(14) **新** 「トライアングル」プロジェクト実践研究事業（教育委員会） 【2,800千円】

家庭、教育、福祉における一貫した支援を計画的に進めるためのマニュアルを作成し、連携モデルを県内に普及啓発

- 内 容
 - ・学校と事業所等間の支援情報等の引継ぎと共有の状況を把握
 - ・効果的な引継ぎ・情報共有についての研究
 - ・学校教育に有効な好事例の収集と発信
 - ・支援情報の引継ぎ、共有やトラブル対応のための汎用性のあるマニュアル作成（2020年度）に向け、実態把握や課題分析等を実施

○実施期間 2年間

(15) **拡** 高等学校における通級による指導実践研究事業（教育委員会） 【4,446千円】

通級による指導の実践研究校を設置し、自立活動の指導内容や特別の教育課程の編成を研究

○実践研究校(高等学校)の取組

・特別な教育課程の編成、個別の指導計画の作成・活用

○運営協議会及び指導研究協議会の開催

・実践研究校に対する指導助言及び研究結果の検討 等

(16) LD、ADHD等に関する相談・支援（教育委員会） 【627千円】

LD、ADHD等支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する学校園内外での支援体制の充実を図るため、相談室の運営及び専門家チームの派遣など実施

○ひょうご学習障害相談室の運営

特別な教育的ニーズのある乳幼児・児童生徒に係る来所・電話相談の実施

・設置場所 県立特別支援教育センター内

○「ひょうご専門家チーム」の派遣

・教育、医療、心理関係等の専門家チームを、要請に基づき学校へ派遣

(17) 高等学校における特別な支援を必要とする生徒の支援（教育委員会） 【12,244千円】

学校生活で支援が必要な生徒が在籍する高等学校に支援員を配置し、学校生活や学習活動を支援

○学校生活支援員の配置（重度の肢体不自由のある生徒）

○学習活動自立支援員の配置（発達障害のある生徒）

7 外国人児童生徒への支援

(1) **拡** 子ども多文化共生教育の推進（教育委員会）

【95,053千円】

○**拡** 子ども多文化共生サポーターの派遣

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の学校生活への早期適応、学習支援、心の安定を図る等の支援を行うため、当該児童生徒等が在籍する学校に、その母語を話すことが出来る「子ども多文化共生サポーター」を配置

- ・配置校数 157校（政令市を除く）
- ・派遣回数 来日直後の緊急派遣回数を拡充

派遣期間	週あたりの派遣回数	
	現行	拡充
派遣開始 ～ 1か月未満	3日	4日
1か月 ～ 6か月未満	3日	3日
6か月 ～ 1年未満	1日	1日

○**新** 外国人児童生徒等受入マニュアルの作成

外国人児童生徒等を受け入れる際に留意する事項をマニュアルにまとめ、受入学校に配布

- ・作成部数 200部

○**拡** 子ども多文化共生センターの運営（県立国際高等学校（芦屋市）内）等

- ・内 容 外国人児童生徒等に係る教育相談の実施
子ども多文化共生サポーターの派遣調整
ボランティアの登録及び活用

- ・教育相談窓口の多言語化

教育相談を行う多言語相談員を充実し、対応できる言語を4言語から19言語に拡充

- ・多言語相談員の派遣

外国人児童生徒等の教育相談の際に、多言語相談員の公立学校への派遣を新たに開始

(2) 外国人児童生徒のための学習支援（教育委員会）

【35,541千円】

○高等学校特別入学実施校事業

県立高等学校5校において、外国人生徒のための特別枠選抜を実施するとともに、入学した外国人生徒の学習活動等を支援

○日本語指導支援推進校事業

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、日本語能力向上のため、日本語指導支援員を配置し、取出授業等による指導を実施

- ・内 容 日本語指導支援員の派遣、日本語指導支援推進校事業連絡協議会の実施、日本語指導支援員等研修会の実施、日本語指導実践事例集を活用した日本語指導の推進

[問い合わせ先]

兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課 (078) 362-4232